

タイトル	持戒清浄印信」の写本とその価値の変容
著者	徳永，良次；TOKUNAGA, Yoshitsugu
引用	年報新入文学(7)：80-164
発行日	2010-12-25

「持戒清浄印信」の写本とその価値の変容

徳永 良次

はじめに

「持戒清浄印信」は明恵上人が二十四歳の建久七年に紀州白上（東白上）において草庵を構え隠遁修行に専念していた時期の出来事を基盤として成立したものである。この由来についてはすでに先行研究に詳述されていることであるが⁽¹⁾、一言すると、紀州の東白上において修行中の明恵上人の眼前に文殊菩薩が現れ持戒清浄の印明を授けられたとされるもので、その遺跡には義林房喜海によると伝えられる銘文が建てられた（現在は後世の石碑に換えられている）、というものである⁽²⁾。

この「持戒清浄印信」についての本格的な研究は、管見のところ一九六七年に納富常天氏により『解脱門義聴集記解題』の中で触れられたものがある。この中で、納富氏は称名寺の湛睿と高山寺との関わりを明らかにしていく上で重要な資料として、金沢文庫蔵の「持戒清浄印明」を中心に紹介され、この

印信が湛睿によつて関東に始めてもたらされ、鎌倉一円に相伝されたことについて詳述された⁽³⁾。

納富氏はさらに一九八〇年に「持戒清浄印明」そのものについて極めて詳細な論考を発表された。金沢文庫（称名寺）のみならず京都高山寺、東寺金剛藏、仁和寺塔中藏、叡山文庫、滋賀来迎寺、鎌倉常光妙寺、青蓮寺、横浜宝生寺に所蔵されている合計二十六点の「持戒清浄印明」類を取り上げ、さらにそこに記された六種の血脈も紹介され、その成立、内容、写本および伝授の系統、その後の流行・受容と質的変容について検討を加えられている⁽⁴⁾。

田中久夫氏は、金沢文庫蔵の「持戒清浄印明」の全文の翻刻を紹介され、高山寺本（田中氏は「梅尾本」とする）を対校資料として用いている。この高山寺本は田中氏の示した奥書から見ると、高山寺現経蔵に所蔵されている第四部第一四八函第67号の「持戒清浄印信」である。さらに同論文では納富氏と同じく、この印信の成立、伝授について詳細に述べられており、鎌倉時代以降、明恵上人に対する讃仰と伝説の形成が広く普及していったことを明らかにされた⁽⁵⁾。

両氏も指摘されているが⁽⁶⁾、これほど「持戒清浄印信」が京都のみならず関東にまで、また、長期間にわたつて相承されているにも関わらず、この資料に対する全体的な研究はまだ途上の感がある。例えば、そもそも明恵上人が文殊菩薩から授けられた印信についての確実な記録はいまだ見出されていない⁽⁷⁾。「持戒清浄印信」本文、血脈等に見える記録によれば、少なくとも明恵上人は義淵房靈典にこの印信を授けたことが記されているが、それを補強する資料は現在までに見出されていないのである。また、この印信をめぐる伝承の総本山ともいえる高山寺におけるこの資料の網羅的な調査・紹介もなされていないのである。そこで、本稿ではまず基礎的な作業として、先行研究で扱われていない高山寺にお

ける「持戒清浄印信」関係資料を網羅的に紹介したい。また、この資料群がいかなる性格・特徴を有するか検討を加えていく。さらに、中世末から近世にかけての高山寺における価値の変容について指摘していきたいと思う。

一 高山寺に現存する「持戒清浄印信」

高山寺現経蔵には管見の限り次の三十三点の資料（関連資料も含む）が見出される。そこで現在高山寺に所蔵されている聖教目録の整理番号順に紹介しておく。掲載の基準は書名・（現蔵函番号）・員数・体裁・奥書等の記事とした。「持戒清浄印信」関係資料の内容を詳細に検討していくと、資料によっては包紙とそこに包まれている本体部分が一体となつて保管されているものも多く、現存の番号もそれらを一括して登録しているのであるが、内実を見ると書写者や伝授（受）^{（8）}の経過が異なっている場合があるのであつて、基本的に現在の番号とは切り離して別番号を与えることとした。

また、ほぼすべての資料に血脈が記載されており伝授（受）の実態を物語るものとして重要であるので、血脈に関しては原則として省略せずに記載する。また、高山寺典籍文書綜合調査団が作成した聖教目録に採られている書写年代・筆者とは異なる場合がある^{（9）}。

高山寺現存「持戒清浄印信」関係資料一覧

1 傳法院流諸次第（九一函3）

〔1〕 梵網菩薩戒本印傳流 一帖

○江戸時代明和頃写、折本装枡形、墨界、無点、

（血脈）

血脈事

明恵上人——義林上人——恵月上人

恵林上人——了月上人——林明上人

了恵上人——禪証上人——恵浄上人

圓証上人——栄済法印——信嚴法印

宏盛法印——弁智上人——菊渕

顕証

義淵上人——明悟上人——圓証上人

静基上人——乗信上人——憲伊大徳

嚴範——実憲

（奥書）

右一帖都賀尾僧衆本求記之写了

○体裁等〔1〕ニ同ジ、但シ血脈ヲ付ス、

（血脈1）

血脈

文殊師利菩薩

高弁上人

靈典

盛遍

良含

了然

法圓

本地

善曉

玄海

湛叡

高惠

圓惠

賢為

杲宝

賢宝

融然

祐潤

榮濟

信巖

宏盛

裔怡

菊渕

顯証本兼性

（奥書）

応安七年八月十五日権少僧都賢宝

右以此大事奉授八幡善法寺長老実照
小人畢

応永廿二年九月九日法印権大僧都融然

陀羅尼受持功德甚深不可思議也非今所用故

略之別可流布已上異本○在之 (以上本奥書)

(血脈2)

血脈

文殊師利菩薩 — 明恵上人

梅尾高弁

梅尾方便智院
空達上人 定真

方便智院玄密上人
仁真

惠林上人
經弁

了月上人十無尽院
高経

同院林明上人
公弁

同禪証上人
高祐

神尾恵浄上人
定秀

円証上人
然経

高雄密藏院法印
榮済

仁和寺心蓮院法印
信嚴

同法印
宏盛

同法印改真性
喬怡

梅尾
辨智 田中坊

梅尾
菊淵

元兼性
顯証

梅尾覺園院池坊
靈典
義淵上人

同院明悟上人
盛遍

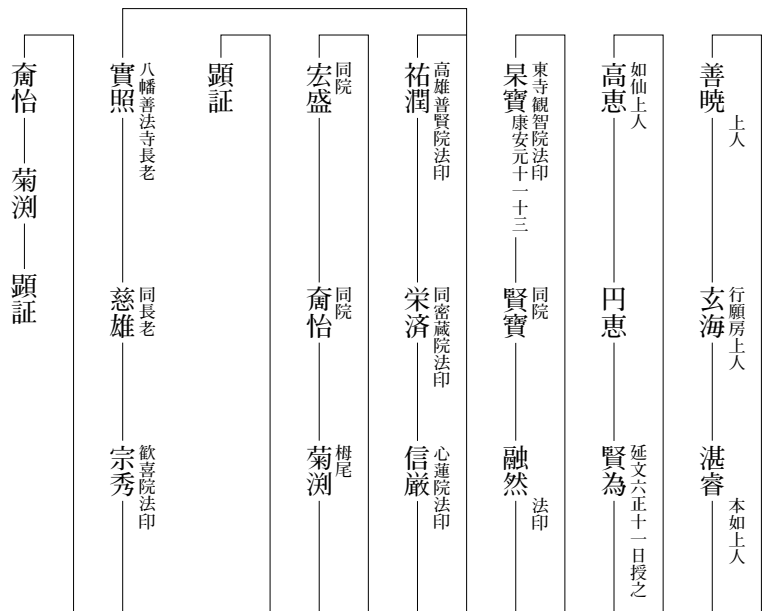
東山白毫院円光
良含

吉水円龍寺道海上人
了然

上人
法円

上人
本地

雖印信一致示相承之異(マ)示



寛永七年九月廿四日記之 金剛仏子顕証 (以上本奥書)

3 持戒清浄印信 (二一七函59) 一冊

○江戸時代初期写、静守(孝源)筆、袋綴装、朱点(仮名、ヲコト点・円堂点、江戸初期)、墨点

(仮名、江戸初期)、

(表紙右下)「静守」

(外題) 持戒清浄印信 榎尾 二之内

(血脈1)

血脈

文殊師利菩薩

覺園院義洲上人

靈典

同院明悟上人
盛遍

高弁上人

了然

法圓

良含

善曉

玄海

湛叡

高恵

圓恵

賢為

杲宝

賢宝

融然

祐潤

榮濟

心蓮院法印
信嚴

宏盛

順兼上人
心蓮院法印

岩本
菊洲

顕証 本兼性

(血脈2)

血脈

文殊師利菩薩

梅尾
明惠上人
高弁

梅尾方便智院東坊定真
空達上人

方便智院 玄密上人
仁真
十無尽院 惠林上人
經弁

了月上人 十無尽院
高經
同院林明上人
公弁

同院禪証上人
高祐
神尾惠淨上人
定秀

円証上人
然經

高雄密藏院法印
榮濟

信嚴
仁和寺心蓮院法印
宏盛
同法印

同法印改真性
喬怡

梅尾田中坊
辨智上人

梅尾
菊淵
顯証 元兼性

梅尾覺園院池坊
靈典
義淵上人

同院明悟上人
盛遍
東山白毫院円光
良含上人

吉水円龍寺
了然道海上人

法円上人
本地上人

善曉上人

行願房
玄海上人

本如上人
湛睿

高惠如仙上人

円恵

賢為
延文六正十一日受之

果寶東寺觀智院法印
康安元十一十三
於觀智院受之

賢寶同院

融然法印

祐潤高雄善賢院法印

栄濟同密藏院法印

信嚴心蓮院法印

宏盛同院

裔怡同院

菊淵梅尾

顕証元兼性

實照八幡善法寺長老
上人

慈雄同長老

宗秀歡喜院法印

裔怡心蓮院

菊淵梅尾

顕証

(奥書)

重受

雖印信一致示相承之異

于寛永七年九月廿四日

記之 金剛仏子顯証 (以上本奥書)

4 梵網菩薩戒本印明印 (二四八函64) 一卷

○室町時代永享九年写、真祐筆、卷子本、墨界、墨点 (仮名、返点、室町初期)、

(端裏下) 榎地第一箱

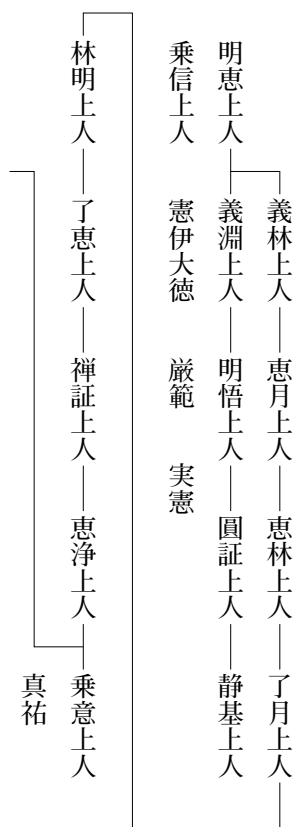
(新補表紙外題下)

「当山上人対 二本

文殊大聖授^ク給等也極秘^{云々}」

(血脈)

血脈事



圓証上人然經——榮濟——信嚴——竺譽——

弁助
禪雅

（奥書）永享九年十月朔日以尾崎御坊本書寫之 真祐

※ 明恵上人から真祐まで一筆（以上、真祐筆）、圓証から竺譽まで一筆（以上、竺譽筆力）
 弁助 禪雅、一筆（以上、禪雅筆力）

○室町末期写、卷子本、墨点（仮名、返点、江戸初期）

(外題)

「梵網經戒大事也 秘本」

（端裏）
 柁地第三箱

（別筆）地藏院

(血脈)

血脈事

義林上人——惠月上人——惠林上人——了月上人

明恵上人――義淵上人――明悟上人――圓証上人――静基上人

乗信上人——憲伊大徳——嚴範——実憲

「林明上人——了惠上人——禪証上人——惠淨上人」 「乘意上人」 (擦消)

圓証上人——榮濟——信嚴——
然經
「竺譽／八十八才」(擦消)

宏盛
├── 弁智
│ ├── 秀智
│ └── 菊洲
│ ├── 宥
│ └── 顯証
└── 巖

※ 明恵上人から信巖まで一筆、宏盛以後別筆

6

梵網菩薩戒本印明印（二四八函66）一通

○江戸初期写、折紙、墨点（仮名、江戸初期）、

〔外題〕「梵網經戒大事 秘本」

(血脈)

血脈事

靜基上人	乘信上人	憲伊大德	嚴範
明惠上人	義淵上人	明悟上人	圓証上人
	義林上人	恵月上人	恵林上人

実憲

了月上人——林明上人——了惠上人——禪証上人

惠浄上人——圓証上人——栄濟——信巖——宏盛

弁智——菊渕——真盛

俊怡

※ 宏盛弁智一筆、菊渕以後別筆、

7 持戒清浄印信（二四八函67） 一卷

○江戸時代正保四年写、永弁筆、卷子本、朱点（ヲコト点・田堂点、江戸初期）、墨点（仮名、江戸初期）、

（外題）「持戒清浄印信」梅尾相承事
正保年中進

（端裏外題）（朱書）菩薩戒印明ト書タル印信モアリ

（血脈）

血脈

文殊師利菩薩

（朱書）
覺園院義淵上人
靈典

（朱書）
同院明悟上人
盛遍

高弁上人

良含

了然

法圓

本地

善曉

玄海

湛叡

高惠

圓惠

賢為

杲宝

賢宝

融然

祐潤

榮濟

信嚴

宏盛

裔怡

菊潤

有嚴

永弁

(文中識語)

正和三年甲寅太神宮参「」

之時令寄宿伊勢國「」

保庄地藏堂于時閏三月

二日西対彼寺主行願

房玄海上人奉伝受

右印明之

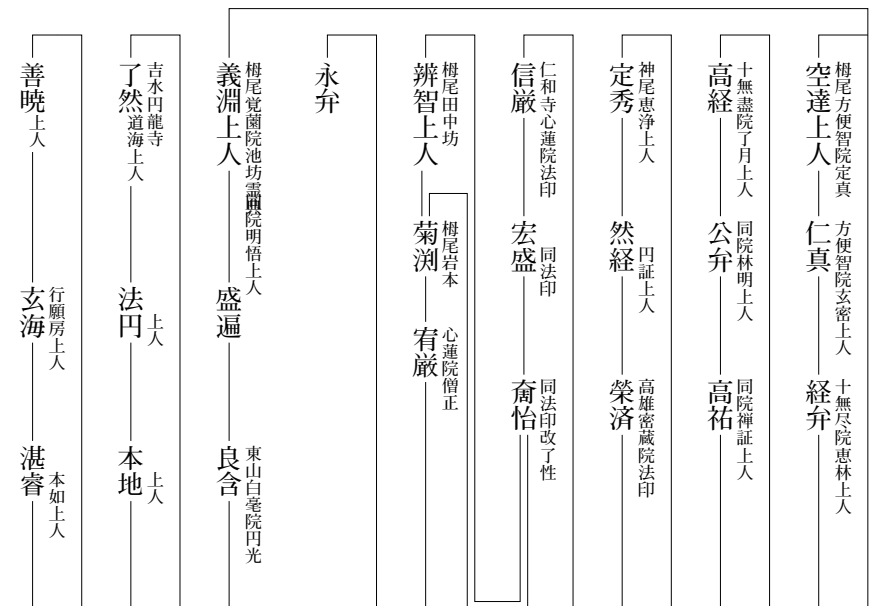
末資湛「」 (以上本奥書)

(卷末血脈)

血脈

文殊師利菩薩——明惠上人

梅尾 高弁



如仙上人
高惠

円惠

賢為
延文六正十一日受之

東寺觀智院法印
果寶
康安元十一十三
於觀智院受之

同院
賢寶

融然
法印

高雄善賢院法印
祐潤

同密藏院法印
栄濟

心蓮院法印
信嚴

同院
宏盛

同院
裔怡

菊渕
榎尾岩本房

心蓮院僧正
宥嚴

永弁

八幡善法寺長老
實照

同長老
慈雄

歡喜院法印
宗秀

心蓮院
裔怡
无文

菊渕

宥嚴

永弁

(奥書)

雖印信一致示相承之

矣

于時寛永七年九月廿四日

記之 金剛仏子顯証 (以上本奥書)

正保四年十月廿八日以顯証

御房本写之了同日・^予顯

証阿闍梨校合了

末資永弁

8 持戒清淨私 (一四八函68) 一通

○江戸時代寛文五年写、折紙、片仮名交り文ヲ含ム、
(奥書) 文明年号至寛文五年百八十年歟

9 持戒清淨口決包紙 (一四八函75「1」) 一紙

○江戸末期写、慧友筆、

(表紙)

(梵字) 「vavi」

持戒清淨口決

慧友

10 持戒清淨印信包紙（一四八函75〔2〕（一））一紙

○室町末期写、菊淵筆

（表書）「持戒清淨印信」以榮濟法印筆跡
菊淵才

（内書）

大聖文殊告曰

口伝而末代四部弟子破戒ナル故

此持戒清淨秘印汝ニ授也世

間流布シテ有情利益スヘシ此

戒ハ仏性無漏之三尸耶戒

秘印明也紀州白上峯松

木本ニテ親大聖文殊菩薩

影向アリテ明恵上人授被申畢

・文殊——明恵上人高弁——義林上人喜海

空達上人定真——仁真玄密上人——經弁恵林上人

然經上人——榮濟——信嚴

宏盛——裔^(怡)

然經以上血脈之墨ヲハ予門付之了後世可云詞其覺者也
秘藏之

右印信高雄密藏院栄済法印手跡也信嚴法印
已來之以宏盛法印之記予書加之

11 持戒清淨印信（一四八函75「2」（二）） 一通

○室町末期写、信嚴筆カ（菊洩血脈加筆）、「高山之寺／十無尽院」複廓褐色方印、豎紙、
（末尾）血脈

文殊師利菩薩 明恵上人 義洩房

^{明悟}盛遍上人 良含上人 了然上人

法田上人 本地上人 善曉上人

^{行願}玄海上人 本如上人 如仙上人

円恵 賢為 杲宝 賢宝 融然

祐潤 栄済 信嚴 ○^{栄済}宏盛 裔怡 菊洩

文明二年八月廿五日於高雄密藏院心蓮院
僧都御房奉授筆能々可秘々、

※ 小書の「栄済」から菊渕まで菊渕筆

12 持戒清浄印信包紙（一四八函75「3」（二））一紙

○室町時代天文元年写、宏盛筆、

（奥書）

凡此文言如本之印信之囊紙写之

了

天文元^{壬辰}年十二月五日 金剛宏盛

13 持戒清浄印信（一四八函75「3」（二））一通

○室町時代天文元年写、宏盛筆、豎紙、

（末尾）血脈

文殊師利菩薩——明恵上人——定真——仁真——経弁——

「高経——公弁——高祐——定秀——然経——栄済——信嚴」

「宏盛——弁智——秀智」
（別筆）

天文元^{壬辰}年十二月五日於梅尾観海院住坊授与弁智畢

沙門宏盛（花押）

(端裏) (別筆)

文禄二年潤九月廿一日明俊房秀智授与畢

善財院弁智八十八才

14

持戒印信包紙 (二四八函75「4」(一)) 一紙

○桃山時代天正十五年写、弁智筆、

(端裏) (朱筆) 梅地第二箱

(奥書)

凡此文言如本之印信之囊紙

写之畢

天文元^{壬辰}年十二月五日 金剛宏盛

天正十五年^{丁亥}卯月廿八日上人弁智 (花押)

15

持戒清浄印信 (二四八函75「4」(一)) 一通

○桃山時代天正十五年写、弁智筆、豎紙、

(末尾) 血脈

文殊師利菩薩——明恵上人——定真——仁真——経弁——

高経——公弁——高祐——定秀——然経——栄濟——信嚴——

「宏盛——弁智——准后義性

天正十五年^{丁亥}卯月廿八日^{畢宿}於^性

大覺寺殿御道場奉授与准后義——

訖

沙門弁智(花押)

16 持戒清浄印信血脈(一四八函75「4」(三)) 一通

○江戸中期写、密弁筆、折紙、「明恵上人伝記」拔書アリ、

(血脈本文)

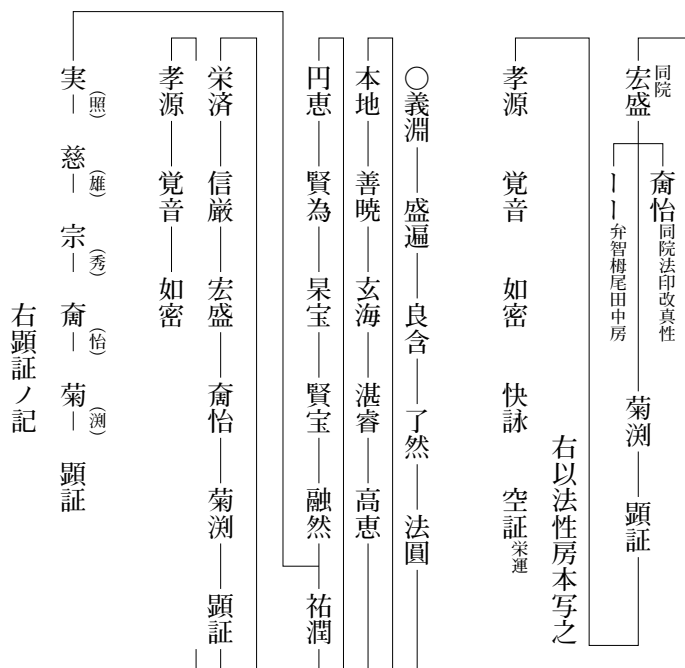
持戒清浄印信

血脈

文殊——明恵上人——^{方便智院定真}空達上人——^{同院玄密上人}仁真

^{十無盡院恵林上人}經弁——^{同院了月上人}高經——^{同院林明上人}公弁——^{同院神証上人}高祐

^{神尾恵浄上人}定秀——^{円証上人}然經——^{高雄密藏院法師}栄濟——^{仁心蓮院}信巖



密弁

17 持戒清淨印信包紙（一四八函75「5」（二））一紙

○桃山時代慶長二年写、弁智筆、「高山之寺／十無尽院」複廓褐色印、

（奥書）

慶長二年九月十八日授与菊洲畢

弁智

18 持戒清淨印信（一四八函75「5」（二））一通

○桃山時代慶長二年写、弁智筆、「高山之寺／十無尽院」複廓褐色印、

（末尾）（血脈）

血脈

文殊師利菩薩——明恵上人——定真——仁真——經弁——

「高経——公弁——高祐——定秀——然経——栄濟——信嚴」

「宏盛——弁智——菊洲」

慶長二年九月十八日授与菊洲畢

沙門弁智（花押）

19 持戒清浄印信包紙（一四八函75〔6〕（二））一紙

○桃山時代慶長二年写、弁智筆、「高山之寺／十無尽院」複廓褐色印、

（外題）持戒清浄印信

（表書）内二

受法闍梨作法

阿字觀作法

（奥書）（末尾）

慶長二年九月十八日授与菊渕畢

弁智

（別筆）

元和七年十一月九日授与俊意畢

菊渕

20 持戒清浄印信（一四八函75〔6〕（二））一通

○江戸時代元和七年写、菊渕筆、豎紙、「高山之寺／十無尽院」複廓褐色印、

（末尾）（血脈）

血脈

文殊師利菩薩——明恵上人——定真——仁真——

經弁——高經——公弁——高祐——定秀

然經——采濟——信巖——宏盛——弁智

菊洸——俊意

元和七年十一月九日授与俊意畢

大法師菊洸（花押）

21 持戒清淨印信包紙（一四八函75「7」（二））一紙

○江戸時代元和八年写、菊洸筆、「高山之寺／十無尽院」複廓褐色印、

（表書）持戒清淨印信

（奥書）（末尾）

慶長二年九月十八日授与菊洸畢弁智

元和八年五月朔日授与堯譽畢菊洸（花押）

22 持戒清淨印信（一四八函75「7」（二））一通

○江戸時代元和八年写、堯譽筆力、豎紙、「高山之寺／十無尽院」、複廓褐色印、

（末尾）（血脈）

血脈

文殊師利菩薩 明恵上人 定真 仁真
 經弁 高經 公弁 高祐 定秀
 然經 栄濟 信嚴 宏盛 弁智
 菊渚 堯譽

元和八年五月朔日

23 持戒清淨印信包紙（一四八函75「8」（二）一紙

○桃山時代慶長二年写、弁智筆、

（表書）持戒清淨印信

（奥書）（末尾）

凡此文言如本之印信之囊紙写之

慶長二年九月十八日授与菊渚畢

弁智

（別筆）

寛永十三年十月十二日宥嚴法印伝受畢公意

24 持戒清浄印信（一四八函75「8」）（二） 一通

○江戸時代寛永十三年写、公意筆、豎紙、

（末尾）

血脈

文殊師利菩薩 明恵上人 定真 仁真 経弁

高経 公弁 高祐 定秀 然経 栄済 信嚴

宏盛 弁智 菊渕 宥嚴 公意

寛永十三年十月十二日伝受畢

25 持戒清浄印信包紙（一四八函75「9」）（二） 一紙

○江戸初期（正保四年頃）写、

（内書・書出） 大聖文殊告白

26 持戒清浄印信（一四八函75「9」）（二） 一通

○江戸時代正保四年写、豎紙、

（末尾）（血脈）

血脈

文殊師利菩薩 明恵上人 定真 仁真
経弁 高経 公弁 高祐 定秀 然経
栄済 信厳 宏盛 弁智 菊渕
宥厳 永弁

正保四年十月廿二日授与之(花押)

27 持戒清浄印信包紙(一四八函75[10](二)) 一紙

○江戸中期写、

(書出) 大聖文殊告曰

28 持戒清浄印信(一四八函75[10](二)) 一通

○江戸時代元文四年写、密弁筆力、豎紙、

(末尾)(血脈)

血脈

文殊師利菩薩 明恵上人 定真 仁真 経弁
高経 公弁 高祐 定秀 然経 栄済
信厳 宏盛 弁智 菊渕 宥厳 実賀
秀忍^{改忍賀} 宥盛^{改守忍} 法性
密弁

元文四^{己未}歲正月十九日受之了

29 真言（一四八函75「10」（三））一通

○江戸中期写、

30 持戒清淨印明口訣（一四八函75「11」）一冊

○江戸時代延享三年写、袋綴装、朱引、朱句切、墨点（假名、返点、延享三年）、

（血脈）

血脈

文殊師利 明恵上人

照亮上人
義淵房

盛遍上人 田光良含上人

了照上人

法田上人

行願房
本地上人

善曉上人

玄海上人

本如上人
湛睿大徳

（ママ）
高尊

牋尋大徳

祐弼

凝心大徳

高溢

宝一

実朝

重譽

（奥書）

享保二十龍飛乙卯七月三日於紀州有田郡石牆庄

生命山醫王院書寫之奉納栖原施無畏寺峯

之坊了 當國那賀郡荒河産沙彌証阿四十五載

延享三丙寅龍會九月上旬右峯之坊以テ御本ヲ書寫ス之

同郡湯淺庄護國山滿願寺ニ納之了

同國高野嶺「施」（朱消）於龍生精舎書寫之了

31 血脈（一四八函75「12」）一通

○江戸時代宝曆七年寫、宥深筆、切紙、

（血脈）

血脈

文殊師利菩薩 明恵上人 定真 仁真 経弁

高経 公弁 高祐 定秀 然経 栄済

信嚴 宏盛 弁智 菊淵

宥嚴 実賀 秀忍池上成就院改忍賀

同成願寺 法住坊 宥盛同成願寺改守忍 法性 宥証真乗院僧正元文四正月十七日

梅尾山報恩院 宥深宝曆七少八月五日

于時宝曆七年正ノ八月五日

真乘院有証僧正奉伝受畢

末資有深

32
梅尾伝受目六（一四八函78〔2〕）一通

○江戸時代万治二年写、琳弁筆、切紙、押界、無点、
梅尾伝受目六

一 光明真言法 七種印言

一 宝楼閣次第 広略二本

一 弥勒菩薩念誦次第

一 阿字觀并秘口

一 加持温病法

一 無縁葬作法

一 持戒清浄印信

此分上人御制作

次第并大事等雖

有之伝受斷絶了

右目錄之分于今

相承之了

金剛仏子顯証

〔奥書〕

万治二年正月十一日初夜

顯証御房以御自筆本

於尊寿院書之了

秘密乘琳弁

33

持戒清淨印信〔諸法雜々〕ノ内 一五七函33〔8〕 一通

○江戸時代文化五年写、慧友筆、豎紙、無点、

〔包紙上書〕〔朱書〕

性案之本

持戒清淨大事

〔包紙内書〕

大聖文殊告曰

口伝云

末代四部弟子破戒ナル故

此持戒清淨秘印汝ニ授ナリ也世ニ

流布シテ有情ヲ利益スヘシ此戒ハ

仏性無漏ノ三昧耶戒秘密印

明也云々紀州白上峯松木本ニテ

親大聖文殊菩薩影向アリテ

明恵上人ニ授与訖

凡此文言如本之印信之囊紙

写之了

授与 畢

(印信血脈)

血脈

文殊師利菩薩——高弁上人——定真——仁真

真淨上人之事カ

經弁——高經——公弁——高祐——定秀

然經——栄濟——信巖——宏盛——弁智

有巖僧止

詮弁

菊淵——顯証——永弁——○——宥弁

密弁——密雅——僧護——定淵

(奥書) 文化五年戊辰八月四日授与于定淵沙彌畢

伝法大阿闍梨耶苾芻僧護(花押)

以上三十三点が現在までに見出すことの出来た高山寺に現存する「持戒清浄印信」の写本類である。一言しておく、29は印信に示された真言のみを抜き書きしたもので、厳密には「持戒清浄印信」そのものとは言えない。また、32の「梅尾伝受目六」も単に書名を抜き出してあるだけなので同様である。しかし、この資料は本奥書の記事に「上人御制作次第大事等雖有之伝受断絶了」という江戸時代初期の仁和寺の顕証による記事がある。これは明恵上人が制作した（と伝えられているものも含め）次第や大事などが、いつかの時期に高山寺内において伝受が行われず断絶してしまったというものであると考えられる。このような中に、今回注目している「持戒清浄印信」の伝受も含まれていることが、顕証によつて記録されているのであり、この点は非常に注目すべきであつて、中世末から近世にかけての高山寺におけるこれら次第・大事等の伝受の実態を示すものとして重要であるので「持戒清浄印信」関係資料として含めることとした。

以下、この資料群を基として、高山寺におけるこの印信の持つ特徴と資料の性格、またその資料に対する高山寺僧の認識の変遷等について検討していくこととする。

三 書名について

納富氏も指摘されているように⁽¹⁰⁾、高山寺蔵本も書名は不統一である。今、上記で取り上げた高山寺蔵のすべての資料を外題で整理してみると次の通りである。ただし、包紙等につき付けられた書名は除外した。

持戒清淨印信	2	3	7	11	13	15	18	20	22	24	26	28	33
持戒清淨印信血脈	16												
持戒清淨	8												
持戒清淨印明口訣	30												
梵網菩薩戒本印	1												
梵網菩薩戒本印明印	4	5	6										

このようにやはり「持戒清淨印信」という題を有するものが圧倒的であるが、同類の資料とするには不統一である中で、すべてをいわゆる「持戒清淨印信」やそれに類するものとして考えてもよいものであろうか。先述したように「持戒清淨印信」とはその印明の元となった本説がある事に依っている。つまり、白上で修行中の明恵上人の元に、「無量無辺の世界の一切衆生に持戒清淨の大利益を与えるため」文殊菩薩が示現し、この印明を授けたことが書名の由来となっている⁽¹¹⁾。しかし、「梵網菩薩戒」系統の書名を有するものも存在しているのはやはり不審である。いずれにしても文殊菩薩信仰も梵網菩薩戒についても、明恵上人の初期の修行が華嚴宗によるものだったことを考えるといずれの書名でも矛盾がない。

上記資料群の共通性を考える上で「持戒清淨印信」とほぼ同列に扱うことのできる内容面での定義を検討してみると、次のようになるだろう。

- 一 書名から明らかなもの。題に「持戒清淨」と記されているもの

二 印明、すなわち、印相とそれに対する陀羅尼を備えていること

三 明恵上人が文殊菩薩からこの印明を授かったという記事が見られること

以上の三点を有するものを「持戒清浄印信」類と定義できるのではないかと思う。

一は言うまでもなく、外題・内題あるいは包紙に「持戒清浄印信」と記されていることから必須の条件となる。二も明恵上人が文殊菩薩から授けられた印明を記していることは内容面から見て必要条件である。三の文殊菩薩示現の説話は濃淡の差はあれ、ほぼすべての資料が有しているものである。このように、必ずしも「持戒清浄印信」あるいは「持戒清浄印明」という書名を持たなくとも、内容的に合致する条件を有する、二または三のいずれかが記載されていれば良いのであつて、「梵網菩薩戒本印」、「梵網菩薩戒本印明」なども「持戒清浄印信」類としておく。

逆に、印明の本説である、「観自在菩薩怛𑖅多唎随心陀羅尼經」の引用や、本来は口伝で伝えられたものがいつ・いかなる理由から書き留められることとなつたかについての記事などは、宗教史的観点からは意味があるとは考えられるが、本稿ではその有無に關しては問題としない。何故なら記録では相当早い時期にすでに印信のみを抜き書きして広めた場合が知られている（119頁）ので、その一類型と考えたい。

その他、ほぼ共通している特徴があるが、さらに検討が必要なものとして以下の点があげられる。

四 文殊菩薩に始まる血脈を有すること

この血脈は、上記の条件を満たす「持戒清浄印信」類と認定した資料にはほぼ必ず記載されているのであるが、大きく分けて次の①、②の特徴がある。

① 文殊師利菩薩から始まり、明恵上人・・・と続くもの
さらにこの血脈には、

A 定真 仁真 経弁・・・と続くもの
B 靈典 明悟 良含・・・と続くもの

に分かれる。つまり、高山寺開祖である明恵上人の弟子の内、方便智院第一世である空達房定真に伝授した系統と、覺蘭院第一世である義淵房靈典へと伝授した系統があることになっている。さらに次のような血脈も見られる⁽¹²⁾。

② 直接、明恵上人・・・から始まるもの

この血脈では、明恵上人から十無盡院第一世の義林房喜海へ続き、恵月、恵林と十無盡院の代々へと伝授されていくのである。

このような血脈を有していることをもって、先行研究では文殊菩薩が示現し示された「持戒清浄」の印信を、明恵上人は三人の弟子に伝えたと言われている⁽¹³⁾。高山寺本にはそのような血脈を有するものは極めて少ない。先行研究でもその内実は十分に検討されたとは言いがたい。以下、その問題点を整理してみようと思う。

1 書名と血脈の関係

納富氏の論考によれば⁽¹⁴⁾、血脈を有している六本のうち、鎌倉・浄光明寺蔵本「梵網菩薩戒本印明」と、横浜・宝生寺蔵本「持戒清浄口伝」の二本が、文殊師利菩薩―明恵上人―義林上人―恵月(目)上

人……という血脈を有していると報告されているのであるが、高山寺蔵本にそのような血脈を持つ資料はひとつも存在しない。わずかに、文殊菩薩からは始まらず、明恵上人 義林上人 恵月上人……と続くのが(1、4、5)(前掲の資料一覧番号による。以下同)の三本あるのみである。また、唯一(10)だけは文殊―明恵上人―義林上人と続くが、実際に相承していくのは義林房喜海と並列に記された空達房定真の法脈であって、義林上人は単独で記されるのみとなっており不審である。

2 伝授の実態を示す資料がない

明恵上人からいずれの弟子に対する伝受もその確実な記録が高山寺内外に残されておらず、称名寺の湛睿が上洛の途上で初めて筆録したものが最初であるとされている⁽¹⁵⁾。湛睿を遡ると記録上は覚園院の開祖義淵房靈典に辿り着くのであるが、それはあくまで現存資料での血脈上でのことで、いわば状況証拠でしかない。つまり現存する資料との関係で見れば、「持戒清浄印信」現存本はすべて湛睿までしか遡上できないのであって、例えば、方便智院系統の空達房定真や十無盡院系統の義林房喜海などから続く確実な資料や記録は血脈以外に見出すことができないし、状況証拠すらも存在しない。

3 「持戒清浄印信」に記載されている記事との関係

数種類ある写本の内で詳細な記事を持つものの中には、この印信が高山寺においては、高山寺覚園院の第一世義淵房靈典が何らかの「記」を所持していたことが示されている⁽¹⁶⁾。また、覚園院第二世の明悟上人(盛遍)は、後世多く書写されている基本となった印明だけを抜き書きしたものを初めて作成

して、それを所望する人々に授けたことが記載されている⁽¹⁷⁾。さらには、覺蘭院第四世である照空上人と「持戒清淨印信」の關係を示す記載もある⁽¹⁸⁾。

このように「持戒清淨印信」による内部徴証からは、この印信の伝授が覺蘭院の代々、つまり靈典―明悟―(顯惠 記録なし)―照空のように相承され、内容が深められていったことは跡づけられるのである。しかし、方便智院の空達房定真を開祖とする代々、十無盡院の義林房喜海の代々に関しては、血脈以外の記録は見出されていない。

4

口伝が義林房喜海にも伝授されたのなら、喜海撰と推定されている「明恵上人行状」等にも言及されることがあっても良いはずであるのに、まったく見えていない。喜海による原資料に後世大幅に加筆・増補された「明恵上人伝記」では、文殊菩薩示現説話が高山寺石水院での出来事として意図的に挿入されている⁽¹⁹⁾。ことも不審である。つまり、「明恵上人行状」の筆録者とされている義林房喜海の周辺には、「持戒清淨印信」との関わりを示す記録は見出すことが出来ていない。

結論はにわかに出すことはできないが、これらの印信は明恵上人から複数の弟子に伝えられたことは必ずしも否定できないが、少なくともそれを記録・伝承、あるいは流布していったのは、覺蘭院の代々のみであった可能性は高いと言えるのではないだろうか。さらに調査を続行していきたい。

四 資料の時代的偏在

前章で見てきたように、高山寺には多くの「持戒清浄印信」が現存しているのであるが、記録上その足跡は辿るのが難しい。例えば、高山寺聖教目録の江戸時代以前に作成されたいわゆる「古目録」と称されているものには、現在少なくとも二十六点の聖教目録があるとされているが、高山寺のいわば「主要な」⁽²⁰⁾目録には「持戒清浄印信」という書名は全く見出すことが出来ない。可能性がある聖教目録は、『法鼓台聖教目録』下巻の江戸時代後補分、『方便智院聖教目録』の寛永期作成分（いわゆる新目録）、古文書を集成した『笛入子六合目録』、などであるが、このいずれの目録にも上述した三十三点の「持戒清浄印信」と関係のある書名は見出されない。

ただ、可能性が否定しきれないのは『法鼓台聖教目録』下巻の江戸時代寛永期に作成された部分である。これは下巻の巻末に

古目録下巻紛失之間

任聖教之見在新補其

闕了再校之日分部類

可書改之者也

という記事があり、この目録の下巻だけは本来の鎌倉時代の聖教目録とは異なり、江戸時代初期に残された聖教等を類聚して新たに作成し直した、というものである。そして、その下巻部分、「第三十二」に所属する書名の一覧に「持戒清浄印信」に関連した書名はないものの、「印信等」という書名で四点

も登載されているのである（三十二箱の6 12 13 65号）。中には「印信等三結／一結七十紙／一結卅三紙／一結卅五卷」（6号）と膨大な量が一括されているものがあるので、この中に「持戒清浄印信」がないとは言えないが書名が記載されていない以上特定することが出来ない。

しかし、それ以外にも主として江戸時代にいくつかの有力な僧房が相当量の蔵書を有していてそれについての聖教目録を持っていたことも知られている。例えば、奥田勲氏によれば、『高山寺地藏院聖教目録』（第四部一三五函14）は冊子本袋綴装の一冊本であるが、高山寺の僧房である地藏院の蔵書目録であり、同じく第四部一三五函の23号の『目録』一冊は表紙に「善財院」とあり、「善財院の所蔵目録ではないかと思われる」と述べておられる⁽²¹⁾。この他にもいくつかの聖教目録に類するものがある由であるが、現在までの所未見である。

その後の所蔵についての記録は多くはないが、明治十八年に当時の高山寺住職である錦小路証成師により『宝物寄附物古文書什物取調牒』という所蔵目録が作成され⁽²²⁾、多くの寺宝が登載されているが、ここにも「持戒清浄印信」類の記録は見られない。「印信」類の記録は数カ所にありそれらは恐らくは、江戸時代初期に新調された法鼓台聖教目録下巻の記事にあるものと一致するものと考えられるが、いずれにせよ書名の特定は不可能なのは変わりない。結局のところ、高山寺に現存する古目録・記録類でこの「持戒清浄印信」の所蔵を辿ることは現状では不可能である。今後、機会があれば先に述べた江戸時代に係る僧房に付属する聖教目録について検討してみたいと思う。

納富・田中両氏が紹介された「持戒清浄印信」の資料群は『仏書解説大辞典』等で検するに高野山のいくつかの子院に複数点存在するようであるが、それでも高山寺の量には全く及ばないのである。しか

も、中世の前期までは高山寺には全く見いだせなかったこの印信類が室町後期以降に急激にその数を増加させているのは通常では理解しがたい。以下、この時代的に偏在しているように見える点について検討していくこととする。

先に示したように多くの資料が高山寺経蔵に現存しているが、そのほとんどの書写時期が中世極末期から近世初期に集中していることが本資料群の特徴である。ここでは、これを見やすいように年表形式の一覧にして示すこととする。掲載の基準は、三十三点の資料を書写年代の古い順に並べ直し、書写年代の西暦・和暦を示す。年代不明のものは血脈等で推定できるものについて可能な限り該当すると考えられる位置に置くこととした。さらに、番号・書名・員数を示し、書写者が明らかであるもの（または推定される場合は推定筆者も）は次欄に示した。また、書写者とは別に伝授に関する奥書を有している場合には、その伝授（受）の流れを示し、その他一覧する上で必要と思われる情報等については「備考」として示すこととした。

この表1に纏めたように高山寺現経蔵には、「持戒清浄印信」の鎌倉時代に遡るような古い写本は存在しない。金沢文庫本は首尾欠の零本ではあるが「金沢本の書写年代は延文より、それほど下らぬ」とされており、少なくとも十四世紀中頃の書写と相当に古い時期に遡れる⁽²³⁾。対する高山寺本は、(資料番号4)が永享九年(一四三七)という現存諸本の中では最古の年紀を持つもので、金沢本より一世紀近く新しいことに加えて書名も「梵網菩薩戒本印明印」のように「持戒清浄印信」とは異なっている。

「持戒清浄印信」の書名を持つ最古の資料はさらに遅れて(13)の天文元年(一五三二)宏盛書写本である。

書 写 者	伝 受	そ の 他
真祐		尾崎御坊本書写之 真祐
宏盛		
宏盛	宏盛→弁智→秀智	
		梅地第三箱（別筆）地藏院
栄済		菊洌奥書加筆カ
弁智		
弁智	弁智→義性	
弁智	弁智→菊洌	
弁智	弁智→菊洌	
弁智	弁智→菊洌→俊意	
弁智	弁智→菊洌 宥厳→公意	
菊洌	菊洌→俊意	
菊洌	弁智→菊洌→堯譽	
堯譽筆カ		
公意		
永弁		
永弁カ		
琳弁		顕証御房以御自筆本於尊寿院書之了
静守(孝源)筆カ		2ノ原本ナルベシ
		陀羅尼拔書
密弁		顕証本ヲ密弁ガ書写カ
密弁カ		
宥深	宥証→宥深	真乘院宥証僧正奉伝受筆 末資宥深
		3ノ写本
慧友筆		
慧友	慧友→定淵	

表1 「持戒清浄印信」年表

西 暦	和 暦	番 号	資 料 名	員 数
1437	永 享 九	4	梵網菩薩戒本印明印	一卷
室町末期		11	持戒清浄印信	一通
1532	天 文 元 年	12	持戒清浄印信包紙	一紙
1532	天 文 元 年	13	持戒清浄印信	一通
室町末期		5	梵網菩薩戒本印明印	一卷
室町末期		10	持戒清浄印信包紙	一紙
1587	天正十五年	14	持戒清浄印信包紙	一紙
1587	天正十五年	15	持戒清浄印信	一通
1597	慶 長 二 年	17	持戒清浄印信包紙	一紙
1597	慶 長 二 年	18	持戒清浄印信	一通
1597	慶 長 二 年	19	持戒清浄印信包紙	一紙
1597	慶 長 二 年	23	持戒清浄印信包紙	一紙
1621	元 和 七 年	20	持戒清浄印信	一通
1622	元 和 八 年	21	持戒清浄印信包紙	一紙
1622	元 和 八 年	22	持戒清浄印信	一通
江戸初期		6	梵網菩薩戒本印明印	一通
1636	寛永十三年	24	持戒清浄印信	一通
1647	正 保 四 年	7	持戒清浄印信	一卷
江戸初期		25	持戒清浄印信包紙	一紙
1647	正 保 四 年	26	持戒清浄印信	一通
1659	万 治 二 年	32	梅尾伝受目六	一通
1665	寛 文 五 年	8	持戒清浄私	一通
江戸中期		3	持戒清浄印信	一冊
江戸中期		27	持戒清浄印信包紙	一紙
江戸中期		29	真言	一通
江戸中期		16	持戒清浄印信血脈	一通
1739	元 文 四 年	28	持戒清浄印信	一通
1746	延 享 三 年	30	持戒清浄印信口訣	一冊
1757	宝 暦 七 年	31	血脈	一通
1764	明 和 頃	1	梵網菩薩戒本印傳流	一帖
1764	明 和 頃	2	持戒清浄印信傳流	一帖
江戸末期		9	持戒清浄口決包紙	一紙
1808	文 化 五 年	33	持戒清浄印信	一通

その後、室町時代末期から江戸時代中期にかけて書写、伝受された資料が集中的に現れることは、高山寺経蔵における「持戒清浄印信」類を特徴づけるものと言える。

まず、室町時代後期十五世紀には高雄密蔵院の僧栄済が印信を書写し(10、11)、信厳―宏盛―斎怡―菊洲へと伝受されていく。この資料群は、包紙(10)は菊洲筆に係るもので、(11)は宏盛筆からの転写本(書写者は不明)の血脈部分に菊洲が伝領し書き継いでいったものと見るのが妥当である。これらの印信は仁和寺・高山寺観海院兼帯の僧侶に引き継がれていったことが判る。

次に天文元年仁和寺心蓮院、高山寺観海院九世兼帯の僧宏盛により書写された一群の資料(12・13)は、後に宏盛から高山寺善財院代々の弁智―秀智へと相承されていく。

年紀は不明ながら(5)も元はこの時期に書写されたものと考えられる。なぜなら、巻末血脈は明恵上人から信厳までは本文と同筆であり、以後の僧侶はそれぞれ複数の筆跡で加筆されている(少なくとも四筆以上)ことから、伝領した僧侶によって次々に血脈が加えられていったと考えるのが普通であろう。また、この資料には途中の血脈に本来あった僧侶二名を何者かが擦り消して別の血脈を作成しようとした後が残されており、その擦り消された最後の僧名は「竺馨」であることから時代的には高山寺善財院八世であった竺馨の生存年代(一一五―一七一年没)を上限とする年代が想定されよう。

この時期、天正十五年から慶長二年にかけて高山寺善財院十世の弁智により複数回書写が繰り返されていることが注目される(14 15 17 18 19 23)。現存資料から見える限り(欠失しているものがないと仮定して)、基本的には師が弟子に対して、この印信をただ一度伝授することが通例となっているのであるが、弁智はそうではない。このことの「異例」さについては後述する。このように、中世末期

においては高山寺では各僧房、あるいは仁和寺の僧侶の間でも多くの書写・伝授が繰り返されていることは特筆すべきである。この時期の書写が多いことが高山寺における「持戒清浄印信」の量的側面（他寺に比して現存量が多いこと）の特徴にも繋がっていると言えよう。

その後、江戸時代にかけても多くの書写・伝授が行われていることがわかる。特に江戸時代初期には多くの僧侶により書写、伝授が繰り返されている。元和年間に高山寺三尊院十一世菊渚が、慶長二年に弁智から承けた印信の包紙とともに印信の本体を書写し同じく三尊院の俊意に伝授する。元和八年には俊意に授けたものと同じ印信を書写し、堯譽にも授けている。堯譽の事績については現在の所不明であり、その師資関係も菊渚を師とすること以外判明していない。寛永年間には、現存奥書からは善財院十二世の公意による伝受が残されている（23 24）。また、この一覧からは見えてこないが、この時期、仁和寺法住庵・高山寺兼帯の顕証による経蔵整備が行われ、同時に「持戒清浄印信」の書写も積極的に実施していたことは、多くの本奥書から知ることが出来る（2 3 5 7 16 32 33）。顕証は孝源、琳弁、永弁を資に持つことが知られているが⁽²⁴⁾。ともに顕証本を書写しており、顕証自筆本は現存しないものの、その転写本がこのように多く残されているのである。顕証の法脈をひく三名の内、孝源のみ仁和寺真乗院であることが判明しているが、後の二名は仁和寺との関係が深いという以外は不明である。

江戸時代中期になっても顕証の法流をくむ僧侶によって書写された資料がほとんどである。中でも、十無盡院・善財院・三尊院兼帯の密弁が複数の書写を繰り返しているのが目立つものである。これまで見られたような伝授を伴う書写がほとんど絶えてしまっているのがこの期の特徴であろう。（31）の資

料は血脈と奥書のみ記されたもので直接「持戒清浄印信」とは関係ないが、血脈そのものは明らかに「文殊菩薩 明恵上人・・・」とあるので明らかにこの印信の相承を示しているものであろう。そして奥書には

于時宝曆七年正ノ八月五日

真乘院宥証僧正奉伝受畢

末資宥深

とあることから、宥証から伝授をうけたものと認められる。しかしながら、江戸時代中期は他の記録からも多くの僧房の相承が途絶えてしまった時期であり、この傾向はそのまま江戸時代後期以降にも続いていく。

江戸時代末期には顕証と同様に高山寺聖教の整理・整備に尽力した慧友による書写伝授が行われているのが現存する唯一のものである。慧友は十無盡院二十一世、三尊院十九世の兼帯であり、しばしば方便智院の僧侶であることを称していることも現経蔵の資料で確認出来る⁽²⁵⁾。

その後高山寺においては「持戒清浄印信」の相承は途絶えているようであり、現在に至っているのである。

以上見てきたように、この印信に関わる資料は、量的には他の社寺には例を見ないほど多くの資料が現存していることはひとつの特徴である。時代的には、中世後期から江戸時代末期にかけて書写・伝授が繰り返されている。その中でも、前述したように室町時代末期から江戸時代極初期にかけての相承が非常に盛んであったことが際だっている。そこで次にこれら資料に記載された僧侶についての事績を見

ていくこととし、持戒清浄印信との関係を検討する。

五 書写と相承について

前章で見てきたように、鎌倉時代に遡る資料は確認できないものの、中世から近世を通して相当数の書写が繰り返され、これが伝受されていたことが見て取れる。しかも、高山寺の僧房のみならず仁和寺の僧侶が相当数含まれ微妙に交錯しており、かなり複雑な様相を呈しているのである。

まず印信の書写者から見ていくと、真祐、宏盛、栄濟、弁智、菊渕、堯譽、公意、永弁、琳弁、静守、密弁（推定）、宥深、慧友の十三名の僧侶がみられるが、中でも弁智が多くの印信を書写していることは先に述べた通りである。

また、この他に資料の伝授奥書等に記載されていて実際にこの印信を伝受された僧侶には、先述した書写者を除くと、新たに秀智、義性、俊意、宥嚴、宥証、定淵の六名が見られる。

これに加えて、書写・伝授奥書には名前が見られないが、血脈中に記載された僧侶で高山寺と関わりが深いのは、宗弁、然經、信嚴、竺譽、顕証、弁助、禅雅、裔怡、秀忍がいる。

そこで、これら合わせて二十八名の僧侶の生没（生存）年代、寺院、塔頭の名称および塔頭における代々の位置、師資関係について一覧してみようと思う。記載の順は生存年代が明らかかな者は上位に、不明確な者は師資が明らかであればその先後関係を適宜判断することとした⁽²⁶⁾。

宗弁

表2でまとめた一覧は、先行研究で検討されていない僧侶で高山寺に僧房をもつ者、あるいは極めて関係の深い僧侶二十八名であるが、その中で最も上位にあたるのは宗弁（乗意）である（資料4血脈）。宗弁は高山寺三尊院七世とされているが、「高山寺代々記」（一九九函1）の書き込みには「当坊主歟 可考之」とあり⁽²⁷⁾、三尊院代々であるかは疑問を持たれているようである。宗弁については他に（5）の血脈にも恵浄上人の次に「乗意上人」（宗弁のこと）と記されていたものが擦り消されている。なぜそのような扱いをされているのか他に資料が見つかっておらず不審である。宗弁の師資関係についても不明である。先の資料で見える限り血脈上では恵浄―乗意（宗弁）―真祐なのであるが、現存本では乗意が擦り消されているため師資関係が判然としない。

高山寺塔頭と代々

高山寺には、草創期から多くの塔頭が存在し、いわゆる「代々記」とも言える記録も複数現存している。現在では高山寺の僧房の代々についてのまとまった記録は三点知られている。書写年代が古いものから順にまとめると以下の通りである。⁽²⁸⁾

①高山寺縁起 卷末付載（仮称）「代々記」

この資料は「高山寺縁起」（高山寺聖教類第一部²⁹⁹）の卷末に書き込まれたもので、この資料自体は室町時代永正十一年（一五一四）、方便智院弁朝の書写にかかるものである。高山寺典籍文書綜合調査団の発刊した『高山寺資料叢書』中の「高山寺縁起 解説」に、「卷末付載の高山寺諸院歴住略次第

（仮題）は縁起本文と筆者を異にし、室町末期に、本書の余白を用ゐて記されたものと思はれ、」とあるように、誰が、何のためにこの部分に記載したものの詳細は不明である。

② 村上素道師著作付載「高山寺代々記」

村上素道師の資料は、師の著作である『梅尾山
高山寺明恵上人』巻末の付録部分（三二八頁）に「高山寺代々記」として代々を記している。しかし、この元となった原資料の所在は不明である。村上師の引用末尾に「寛永廿年○月二日書之（高山寺文書）」と記されているが、これに該当するものは現在経蔵には見あたらないのは残念である。他の代々記と比べて様々な点において異同が多いが、諸所に引用されている。書写年代については不明であるが、末尾の記事を参考にすれば江戸時代初期、寛永年間となる。

③ 高山寺代々記（高山寺蔵本）

この資料は、すでに宮澤俊雅氏により全文の翻字が紹介されているものである。以下に宮澤氏による解説を略述する。

本書は『高山寺経蔵典籍文書目録第四』に『高山寺代々記』（第一九九函1号）として登載されているものである。（中略）、破裂汚損が甚だしく表紙の外題は「高山寺」の三字を確認し得るのみで、果してその下に「代々記」とあったかどうか定かでない。料紙も湿気を吸い込んで軟弱になっており、もとは豎二九・五糎、横二〇糎の袋綴装であるが、綴じ糸は全く失われている。裏表紙と見做した最終丁に見える「元□二十」が書写識語と取れなくもなく、そうとすれば、本書は元文二年（一七三七）か元治二年（一八六五・慶応元年）の冬の書写ということになる。（宮澤俊雅

師	資	備考
		当坊主カ□可考之 (代々記199函1)
定秀	栄済	代々記ニナシ
然経 然範	信厳	
仲盛 印盛 栄済	宏盛 竺譽 弁海 弁助 弁譽 良祐	
信厳 清恵	禅雅	
信厳	禅雅 弁智 斎怡	
信厳	禅雅 仁瑜 弁朝	
宏盛 竺譽 弁助	弁朝	
慶運 堯運 宏盛 周猷 禅雅	義性 菊洌 堯瑱 秀智 忠俊	
弁智		
宏盛 仁瑜 禅雅	菊洌	
弁智		
斎怡 長任	堯譽 顕証 俊怡	梅尾岩本房
禅宥 菊洌		
寛海 永弁	顕証	
菊洌		
宥厳		
菊洌 宥厳	孝源 琳弁 永弁	
顕証		
顕証 宥厳		
顕証 実賀 信遍	快存 盛範 宥源 覚圓	
秀瑜	宥深 謙順	
宥証 宥澄 隆幸		
謙順 済仁 禅証	凝然 高賢 弘基 証成 定潤 密護 密友 隆栄	
慧友		

表2 「持戒清浄印信」関係僧名一覧

	僧名	僧房等	生(存)	存	没年	寺 院	塔 頭
1	宗弁	乗意	1379		1458	高山寺	三尊院七世
2	真祐			1437		高山寺	善財院七世
3	然経	円証房	1400頃以降存	1443		高山寺	観海院 十無盡院八世
4	栄済		1418	1440		高雄	密蔵院
5	信厳		1420存	1496	1504	仁和寺 高山寺	心蓮院 観海院八世
6	竺譽	観法房	1452		1517	高山寺	善財院八世
7	宏盛	順兼房	1467		1535	仁和寺 高山寺	心蓮院 観海院九世
8	弁助	明淳房	1467	1521		高雄	密蔵院
9	禅雅	観意房	1493	1544		高山寺	善財院九世 地藏院
10	弁智	法薫房	1506	1597		高山寺	善財院十世
11	義性	准后		1587			
12	斎怡	真性	1506	1580		仁和寺 高山寺	心蓮院 観海院十世
13	秀智	明俊房	1566	1610		高山寺	善財院十一世
14	菊洌		1576存	1635		高山寺	三尊院十一世
15	俊怡	俊意	1592	1632		高山寺	三尊院
16	宥厳			1600	1662	仁和寺	心蓮院
17	堯譽			1622			
18	公意	俊照房		1636		高山寺	善財院十二世
19	顕証	兼性	1597		1678	仁和寺	法住庵
20	永弁		1626	1694		高山寺	十無盡院十五世
21	琳弁		1631	1672			
22	孝源	静守	1633(1638)	1699		仁和寺	真乗院
23	秀忍	忍賀		1708		成願寺	
24	密弁	僧敏	1714頃生	1760		高山寺	十無盡院十九世 善財院 三尊院十七世
25	宥証		1740	1786		仁和寺	真乗院
26	宥深		1730	1757		高山寺	報恩院
27	慧友		1775		1853	高山寺	十無盡院二十一世 三尊院十九世
28	定洌		1794		1816	高山寺	十無盡院二十二世 三尊院二十世

結局、どの記録も高山寺が全盛期だった時代を大きく離れたもので詳細は不明なものばかりである。

また、これらの僧房代々を見ると、大まかには一致しているが本文には異同も多い。明らかな誤写などの小異は別として、この諸院代々を見ると、高山寺内には方便智院を始めとして、観海院、十無盡院、報恩院、覺蘭院、善財院、三尊院、西本坊、北坊などの僧房が高山寺草創期の相当早い時期から存したことが考えられ、高山寺の偉容をしのぶことが出来る。また、僧房のそれぞれが代々相承して、少なくともこれら資料が作成されたと見られる室町時代末期まで存続しているものも少なくない。

これら現存する代々記と実際に「持戒清浄印信」に記された奥書や血脈などにより、僧侶の師資関係などをより詳細に跡づけることが出来るのである。

この印信に記載された僧侶や僧房と実際の相承の関わりを見ていくこととするが、まず全体を通した傾向としてすぐに気づくのは、仁和寺の僧侶を多く見出すことが出来る(4 7 12 16 19 22 25) ことであり、当時にあつて高山寺との関わりの深さが見られる。

また高山寺僧房ごとに見れば、三尊院、十無盡院、観海院、善財院、地藏院に関わる僧侶が見られるが、中でも観海院は八世信嚴から十世齋怡まで連続して相承を辿ることができる(4 7 12)。他には善財院は七世真祐から十一世菊洲までの代々を跡付けることができ(5 6 9 10 13)、代々には不明ながらそのほかに二人(俊意、密弁)も善財院であることは、この印信が善財院代々には大切に扱われてきたことを示唆している。三尊院も多く僧名との関係を見ることが出来るが、代々の師資関係

がはっきりしていないため善財院代々ほど明確ではないが、実際の「持戒清浄印信」での伝受からは三尊院においても少なくとも江戸時代初期には重視されていたことが指摘できる。次にこれらの僧侶の中からこの印信の書写・伝授に熱心であった主要な僧房、僧侶を見ていこうと思う。

観海院代々

高山寺観海院は浄見房行弁を第一世にもつ歴史ある塔頭である。別称として「中坊」とも称されることも多い。第一世の行弁は明恵上人に古くから随行していた弟子の一人であり、著名な建暦年間に行われた華嚴経書写勸進にも参加し、霊典らとともに膨大な量の華嚴経を書写している²⁹。ことで知られている。その後、第七世の浄栄上人までは相承の記録が見られるが、八世の良祐からは仁和寺心蓮院との関わりが深くなり、印信の大部分に名前が見られる「信嚴」へと繋がっていくのである。信嚴は元々仁和寺心蓮院の僧侶であるが、応仁の乱の戦乱を避けて高山寺観海院へと移り住んだことが判明しているものの、その生没年や活動記録等詳細はほとんどわかっていない。ただ、高山寺にとって信嚴の高山寺入りは大きなインパクトであったようで、一山あげて信嚴の法門となったことが資料として残されている。

観海院として直接に書写や伝授に関わった僧侶は、九世の順兼房宏盛である。宏盛も仁和寺心蓮院の僧侶であり恐らくは信嚴に近侍し高山寺に入山し、信嚴の後はそのまま観海院に居住したままになってしまったことが宮沢氏により推定されている³⁰。宏盛は「持戒清浄印信」を直接書写し僧房の異なる善財院十世の弁智に伝授している⁽¹³⁾。また、血脈上では他に同じ観海院の齋怡にも伝授しているこ

とが多くの印信から知られる（2 3 7 10 11）。次の観海院十世齋怡は宏盛と異なりほとんどその足跡を見ることが出来ない。齋怡が印信の書写・伝授に直接関わった記録は見いだせない。血脈からは（2 3 7 10 11）に見られるが、先に示したように、それは宏盛からの伝受記録によるものである。

観海院の活動はなんと言っても、信巖と宏盛が中世後期における主要なものであり、特に「持戒清淨印信」の相承には大きな役割を果たしていることが知られる。特に信巖は現存する「持戒清淨印信」のすべての血脈に見られ、高山寺における相承の基点となっている。しかしながら、観海院の活動はその後全く途絶えてしまい、齋怡以降、つまり桃山時代以降、印信からも「代々記」からもその事績を辿ることができなくなっている。

善財院代々

善財院は法智房性実を第一世に持つ歴史のある僧房である。性実が明恵上人の置文に次のように見えることでもよく知られている⁽³¹⁾。

寺主 空達房

学頭 義林房

知事 義淵房

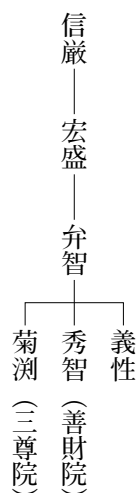
説戒 円道房

同 法智房（性実）

善財院七世にこの印信類で高山寺最古の書写奥書を有する（4）を書写した真祐がいる。真祐はその師資関係を明らかにしえないが、奥書によると「尾崎御坊本書写之」とあることから尾崎坊つまり三尊院との関わりも指摘できる。

真祐の次が第八世の竺響なのであるが、その事績には不明な点が多い。また、印信上の血脈でも不可思議な扱いがなされている。竺響には直接この印信を書写・伝授したという資料は存在していない。血脈においても善財院代々としては異例の少なきであると言える（4のみ）。そして、最も理解に苦しむのは（5）の血脈である。これには当初信巖の次に「竺響／八十八才」と記されていたようであるが、何者かにより擦り消され「宏盛―弁智・・」と繋がっているのである。何故、誰によって、何のため、にこのように扱われたかは俄には判断できないが、後述するようにこの時期、高山寺では僧房間でその所有権をめぐる相論が行われておりそれとの関連も否定できない。一方で（4）では竺響は「信巖―竺響」と記されている。

善財院代々の中でこの印信の相承に最も熱心であったのは十世の弁智である。弁智は天文元年観海院の宏盛から印信を伝授されたのが記録上の初見で、それを六十一年後の文禄二年に善財院の秀智に伝授している。さらに天正十五年にも宏盛から承けた印信を書写した上でそれを准后義性に伝授している。その十年後の慶長二年にも、独自に印信を作成し三尊院の菊洲に授与しているのである。弁智の記録はこの印信に記されたものに限っても六十年もの年月の開きがあり長期間に亘っている上に、



のように、三流に分岐させているのである。しかし、なぜ観海院の宏盛から善財院の弁智が印信を伝授されたかについては詳細は不明である。この時の両者の年齢は宏盛六十五歳、弁智二十六歳である。二十六歳で印信を相承した弁智が、今度は自分が授与するのは五十五年以上後になってからである。

このように一見大々的に印信の伝授を拡大させてきた善財院であるが、その後の活動は急速に衰えていく。「高山寺代々記」(一九九函1号)によれば、弁智―秀智―公意までで代々が終わっており、事实上善財院の活動はこの時期に廃絶したようである。

印信から見ても、弁智は二度善財院十一世の秀智に伝授しているが、それ以上に三尊院の菊洌に授与している印信が数多く残されている。秀智自身はこの印信の書写には全く関与していないようであり、従って伝授もない。善財院十二世の公意に至っては善財院からの直接の相承ではなく、弁智―菊洌―と相承しそれを仁和寺心蓮院の僧侶である宥嚴を経由して承けるという形になっている。

「持戒清浄印信」が高山寺において量的にも質的にも充実している大きな要因は善財院、特に弁智の活動が大なのであるが、その活動の歴史は意外に短いものであることもまた特徴的である。

さて、この印信の奥書等から見た資料群の書写・伝受についても一つ特徴的なことは、中世末から近世にかけて、覚園院、方便智院等の高山寺初期における優勢を誇っていた塔頭やその僧侶の名前が全

く見出せないことである。十無盡院にしても先行研究から本来義林房喜海を第一世とする代々は、後に高山寺を出て神尾山寺に拠点を移してしまっており⁽³²⁾、この印信の血脈に記されている僧侶は明恵上人から直接印明を受けたとされる義林房喜海との教義上の相承関係は薄いと言ってもいい。代々記等の記録上、その系統が絶えてしまっている覺蘭院は別として、少なくとも室町末期までは続く方便智院にこの印信を相承している形跡がないのは理解しがたい。後考を俟ちたい。

六 相論と印信の利用

さて、ここまで高山寺に現存する印信の資料的な紹介、さらに時代による偏在、僧侶間の相承との関わりについて概観してきた。最後に、高山寺におけるこの印信に対する位置づけがいかなるものであり、どのように変容していったかについて検討する。

前章までで見てきたように、室町末期には高山寺善財院十世の弁智が複数回に亘って印信の書写・伝受を繰り返していることが際だっていた。この弁智と前後する善財院代々は以下の通りである。

真祐^七——竺譽^八——禪雅^九——弁智^十——秀智^{十一}

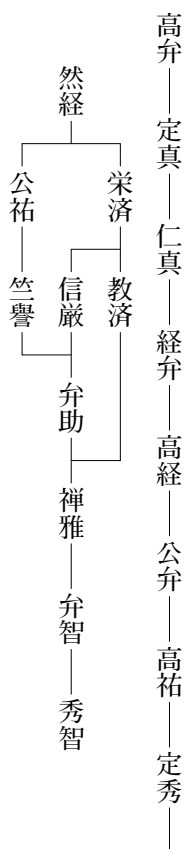
善財院代々は、この印信の伝授に極めて熱心であるが、特に弁智による活動が際だっているのである。弁智は一五〇六年生まれである⁽³³⁾、のでこの時九十一歳という長命で、記録上は資料23の慶長二年

の菊洲に対する伝受が最後のものとなっている。

弁智に関しては、宮澤俊雅氏による詳細な研究がある⁽³⁴⁾。氏の論考を辿りつつ弁智の事績を纏めてみたい。

高山寺における真言宗の法脈は梅尾流として知られているが、一般に知られる法脈は『密教大辞典』の「付録密教法流系譜」(19頁)によると以下のようなものである。

小野方相承



広沢方相承

高弁——定真——仁真——経弁——高経——公弁——高祐——定秀——然経——栄済——教済——禅雅——弁智

これを見る限り弁智は小野流・広沢流相承のいずれにおいても明恵上人(高弁)から続く真言宗梅尾流の正当な法脈を継いでいるようにも見えるが、宮澤氏は次のように述べている。

弁智は入寺・受法・出家の総てについて裔怡に疑われており、これに対するためには、自分が高山寺僧として正しい法流——梅尾流を受け継いでいることを示す必要があったのではなからうか。

(34) (宮澤注(30) 文献 28頁 傍線は徳永による)

さらに、弁智についての修法の伝受識語、授与状、血脈、豎系図等様々な資料を博搜されて以下のうに結論づけている。

このように弁智相承の梅尾流には実質的なものを見出しがたいのである。豎系図に示された三つの梅尾流の相承は、恐らく入寺・受法・出家について疑いを持たれていた弁智が、高山寺僧にふさわしい法流の継承者たることを示そうとした所業の結果ではないかと思われるのである。(同前

30頁 傍線は徳永による)

弁智の善財院と裔怡観海院の間には長期間に亘る相論があったことが指摘されている。この点についても宮澤氏により詳述されている。これと併せて今回の調査で判明した僧房代々と僧侶の事績を総合的にみてその要点を示せば以下の通りである。

永正の相論

弁智より前の代々である竺譽と宏盛の間でたたかわれた相論に関する幕府の裁定は高山寺古文書とし

て登載されている。これを追うことにより、この時期に起こった僧房間の争いについて知ることが出来る。この争いの基となったのは以下のような理由によるとされている⁽³⁵⁾。

- 一、仁和寺心蓮院の信嚴が、応仁の乱における混乱を避けて竺譽の領知する高山寺觀海院に居住
- 二、高山寺一門は衆僧あげて信嚴の法門となる
- 三、信嚴入滅後、近侍していた宏盛がそのまま觀海院に居住、觀海院九世となる
- 四、善財院八世の竺譽も信嚴の資となっているが、竺譽は永正十四年入滅する
- 五、すると翌年禪雅（善財院九世）は、地藏院の弁助から觀海院をも譲与されたと主張
- 六、禪雅と宏盛（觀海院九世）の間で相論。幕府の裁定を受ける。

このような複雑な経緯があり相論に及んだのであるが、幕府の下した裁定が現存している。その文書の内容は以下の通りである。

○高山寺中坊相論文書案（『高山寺古文書』二四五号 249頁）

梅尾觀海院^{号中坊事}、田中坊禪雅棒地藏院弁助譲与状并坊領証文等、竺譽相伝之趣申之、爰自竺譽至宏盛譲与之、自令出帶東坊弁朝証状、宏盛支申之間、被遂糾明之所、於竺譽相統之手繼証跡者、両方共以無之、雖然於坊者、宏盛久既居住之間、今更難被改之上者、宏盛一円可令進止之、至中坊領

越後国太海庄・播磨国越辺庄・当山中川上茶園等者、被折中之、半分充可領知之旨、被成奉書訖、
可被存知之由、被仰者也、仍執達如件、

永正十五

七月廿三日

時慶判

基雄判

梅尾高山寺雜掌

右に示したように、善財院の禪雅と觀海院宏盛の間に行われた相論は高山寺に幕府の裁定が残されている⁽³⁶⁾。要点をまとめると、以下の通りである。

- ・両者の言い分についてともに明らかな相続の証拠はない。
- ・觀海院は宏盛が久しく居住しているので、觀海院は宏盛の所管のままとする。
- ・しかし、觀海院の領地、茶園は善財院禪雅と折半すべし。

この結果、觀海院宏盛にとってはやや承服しがたいものであり、禪雅からしてみれば無謀な相論の割には相当な成果を挙げたような状況になったのである。

永祿の相論

この相論は、これでは収まらず次の世代に至っても引き続いていく。これが永祿四年に再び善財院十世の弁智と觀海院十世齋怡の間で行われた相論へと至るのである。この相論の記録された文書は非常に長く、またそれほど本論とは関係のない記事もあるので、ここではその概要のみ抜書する。

弁智の訴え

梅尾田中坊弁智謹重言上

齋怡ニ答謀言無謂問之事

一自応仁錯乱已前至于当時、既三代住山也云々、心蓮院信嚴法印、從仁和寺当山梅本坊ニ借坊ニテ被住也、其後中坊ニ又借住也、此中坊者、本者田中坊竺譽上人拘之坊、然者信嚴法印モ竺譽ニ被借居住也、然者竺譽以後、宏盛与田中坊禪雅、彼中坊先年相論公事有之時、為上意被成折中、宏盛法印一期被住者也、其後齋怡中坊無謂居住者也、其子細者、仁和寺法印之寺各別之間、当山可為交衆事、曾以無之、

（応仁の乱以降、既に三代高山寺に居住しているということは、もともと仁和寺の信嚴法印が中坊（觀海院）に仮住しているのであるが、そもそも中坊は本来は田中坊（善財院）竺譽上人が所有していたものである。竺譽上人以後、宏盛は禪雅に中坊を与えたのである。それが先年の相論で幕府の裁定があり、それぞれ折半することになったのであり、宏盛法印は一代限りの居住なのである。にもかかわらず、齋怡が中坊に居住しているのは根拠のないことである。齋怡はそもそも仁和寺の

僧侶であり、高山寺の交衆であることは聞いたことがない)

一 弁智被加召衆僧事、為齋怡扶持致種々懇望、成置交衆者也云々、以外虚説也、彼齋怡非当寺衆僧、為客僧身、当寺之事ニ指出可申哉、拙者入寺之事者、東坊弁朝上人・田中坊禪雅上人・中坊順兼上人、此人々ニ被請令交衆者也、可為御置文之旨申之者、加様事或齋怡一々謀略、言語道斷事也、又弁智受法事、久依召仕、以齋怡吹拳結縁之義也云々、是又虚言也、対宏盛法印、諸流^ヲ伝受也、何齋怡可及吹拳哉、又弁智小生之時、数年召仕之条、以憐愍同宿之侍従、為弟子令出家云々、是又一段之謀言也、弁智出家者、惣寺一臈弁助上人為戒師、宏盛貝師、禪雅剃手、如此等役者ニテ令出家者也、満山分明也、

(私(弁智)が高山寺の交衆になれたのは齋怡が種々に手配したからである、というのは全くの虚言である。そもそも齋怡こそ高山寺の衆僧ではなく、単に客僧の身分である。私が高山寺に入寺するに当たっては、弁朝上人、禪雅上人、順兼上人(宏盛)らに請われて交衆となつたのであつて、それは明恵上人の置文にもそのような次第が明記してある。それなのに、齋怡の私に対する謀略は言語道斷の事である。私は宏盛法印から諸流の伝受を受けていたのであつて、さらに(出家については)弁助上人が戒師、宏盛上人が貝師、禪雅上人が剃手となつて出家していることは、満山承知のことである。)

弁智は最初に、観海院に仁和寺から信嚴が借住し、その後宏盛が相論の結果一代限り居住を認められ

たのである、と主張しており、その後観海院は善財院の禪雅の所有になったとする。そもそも仁和寺の僧侶である裔怡が観海院に居住する根拠は全くないというのが、最初の主張である。

次に、裔怡が私（弁智）のことをあれこれ言うことは全く根拠が無く言語道断である。自分が出家したのも、高山寺に居住することになったのもすべて証拠・証人のあることであって、このことは高山寺の誰もが知っていることである、とする。

また、後半波線部においては弁智は観海院の宏盛の法流を承けていることも述べており、自己の主張を正当化しようとしている。

裔怡の反論

これに対する裔怡の反論も古文書として残されているので、関係部分のみ摘出していく。

梅尾心蓮院法印裔怡雜掌謹重支言上

弁智法師三問之条々無謂事

一三問之条云、宏盛法印一期被住者也、其後裔怡中坊無謂居住者也云々、以外義也、自故法印在世之時、被讓渡、至于今被住持上者、無謂義也、又寺各別之間、当山可為交衆事、曾以無之云々、先師既被兼交衆上者、是又無謂謀訴也、

（弁智の三問にある、「宏盛法印は一期のみの居住が許されたのであってその後を裔怡が居住する根拠はない」ということは、もつての外の事である。なぜなら（宏盛）法印在世の時に、観海院を讓

渡されたので今住んでいるのである。また、仁和寺と高山寺を兼務していることを非難されることも、すでに先例のあることで非難されるいわれのないことである。）

一 明恵上人置文之文章事、以外相違云々、三年住山輩、毎月兩度説戒之法会可參勤申、何可為不審哉、不堪言上也、（中略）又相拘心蓮院者、仁和寺ニ可有之事也云々、三代百年住山不珍義也、

（明恵上人の置文（遺言）によれば、三年居住していれば説戒に参加できるとおっしゃっている。だからこれが何の不審があるのか疑問である。また、仁和寺心蓮院のことも差配しているという主張も、すでに先師三代に渡って百年も続いていることで不思議なことではない。）

一 田中坊依回禄、暫時小庵在之云々、弁智自一乱已前、至于今在洛、離山無其紛者也、又只今於当山勤行拙者一人也云々、

（弁智は今善財院におらず、（京都）洛中に居て離山していることは紛れもないことである。高山寺において勤行しているのは私（斎怡）ただ一人である。）

一 （中略）地蔵院禪雅、先年弁智ニ田中坊雖令讓与、依為不儀即取返之、坊号ヲモ不可称之由申放、令在国云々、然者何可称之哉、殊更地蔵院之坊領等、主君関伽井坊ニ預申之所ニ、強方ヲ相語、至于今弁智致押領者也、（以下略）

（地蔵院の禪雅が弁智に善財院を讓与したというが、弁智は不義をなしたので（その讓与を）すぐに取り消し、坊号を称することも禁じている。地蔵院は今関伽井坊に預けているのに弁智は無理に横領しているのである。）

一 此人ニ被請令交衆者也云々、彼弁智六角鳥丸座頭之子共也、同宿之侍従於鳴滝之茶屋之床、依乞食僧

之吹拳、彼侍従為弟子召上之、久致奉公間、種く加扶持令立身之所、忘彼厚恩吐種く惡口（以下略）

（そもそも弁智は六角烏丸の座頭の子供である。それを私が色々世話をして弟子として奉公させていたのに、その恩を忘れて様々な惡口を言いふらしている。）

一 田中坊元祖法智房事、明恵上人弟子也云々、当山附屬御弟子、東坊空達上人一人之外、全無之、又弁智闕伽井坊之久為坊人事、高雄・梶尾無其隱者也、

（善財院は法智房（性実）が開祖で明恵上人の高弟である。このような由緒ある僧房は東坊空達上人がいるのみで外にいない。また、弁智が久しく闕伽井坊の侍従であったことは高雄・梶尾の者なら誰でも知っていることである。）

齋怡の言い分を簡略に纏めると以下のようになるう。

・ 齋怡は宏盛の生前に觀海院を譲与されている。仁和寺との兼務も先例のあることで異例ではない。

・ 弁智はそもそも高山寺にいないので訴えの内容は理不尽である。

・ 禪雅から善財院を譲渡されたことも、自身の不義により取り消されている。にも関わらず坊を勝手に領知しているのは弁智の方である。

・ 弁智は座頭の出であり、それを高山寺で奉公させて世話をしてやったのに、今では恩知らずな行いをしている。

このように、両者はお互いの出自をも疑問として激しい相論に及んでいる。高山寺には、これに関す

る幕府の裁定は残っていないが、宮澤氏は両者の相論について以下のようにまとめておられる。

さきの永正の相論の後、宏盛は天文四年（一五三五）に没し、その後は齋怡が中坊（観海院のこ
と 筆者注）に居住するようになったのであろう。一方弁助から地藏院を譲り受けた禪雅は、田中
坊（善財院）を弁智に譲ったのである。そして、この永祿の相論では、弁智の側は、宏盛の中坊居
住権は一代限りで、死後は禪雅のものとなると主張し、一方齋怡の側では、宏盛の中坊所有が認め
られていたものとする。（中略）。ただ、この相論で気が付くことは、双方が相手の高山寺僧として
の資格を疑問視しており、同時に自分がいかに高山寺僧としてふさわしいかを主張していること
である。³⁴（注（30）文献 28頁）

相論と「持戒清浄印信」の利用

このような室町時代末期に起こされた数度にわたる相論は、高山寺全体の経営に大きな障害となったことは想像に難くない。また、学問の場としての高山寺内外の活動にも大きな影響を与えたようである。恐らくそこには相論に関わった僧房の存在意義を巡る主張の正当性を誇示する必要もあったろう。実際にそれを推定できる証跡が「持戒清浄印信」に残されていることが判明しているのである。

そこで、ここでは「持戒清浄印信」に残された血脈から見られるこの印信の相承を整理することとする。血脈の相承が一覧しやすいうように整理して示すと次の表3のようになる。表の構成は先にあげた表1を基として年代・書名・書写者・直接の伝授、血脈の順とする。血脈の表示方法は、文殊菩薩から

「信巖」以下の相承	
—信巖—竺譽(竺譽筆)—弁助—禪雅(以上禪雅筆)	
—信巖—宏盛—弁智—秀智(別筆)	
—信巖— 宏盛 竺譽(擦消)—弁智(弁智筆)—秀智(秀智筆)—宥巖 菊洌 顯証	
(定真ヨリ続ク)—信巖—宏盛—喬怡	
—信巖—宏盛—喬怡—菊洌	
—信巖—宏盛—弁智—義性	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌—俊意	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌—堯譽	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌—真盛 俊怡	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌—宥巖—公意	
—信巖—宏盛— 喬怡 弁智—菊洌—宥巖—永弁	
—信巖—宏盛—喬怡—菊洌—宥巖—永弁	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌—宥巖—永弁	
—信巖—宏盛— 喬怡 弁智—菊洌—顯証	
—信巖—宏盛—喬怡—菊洌—顯証	
—信巖—宏盛— 喬怡 弁智—菊洌—顯証	
—信巖—宏盛—喬怡—菊洌—顯証—孝源—覺音—如密	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌—宥巖—実質—秀忍—宥盛—法性—密弁	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌—宥巖—実質—秀忍—宥盛—法性—宥証—宥深	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌—顯証	
—信巖—宏盛— 喬怡 弁智—菊洌—顯証	
—信巖—宏盛—喬怡—菊洌—顯証	
—信巖—宏盛—弁智—菊洌— 宥巖 顯証—永弁—詮弁—宥弁—密弁—密雅—僧護(慧友)—定洌	

表3 血脈相承一覧

西暦	和暦	番号	資料名	書写者	伝受	文殊菩薩 表示の有無	血脈 第一世
1437	永享九	4	梵網菩薩戒本印明印	真祐		明恵	喜海
1532	天文元年	13	持戒清浄印信	宏盛	宏盛→弁智 →秀智	文殊→明恵	定真
室町末期		5	梵網菩薩戒本印明印			明恵	喜海
室町末期		10	持戒清浄印信包紙	栄清		文殊→明恵	喜海 定真
室町末期		11	持戒清浄印信			文殊→明恵	靈典
1587	天正十五年	15	持戒清浄印信	弁智	弁智→義性	文殊→明恵	定真
1597	慶長二年	17	持戒清浄印信包紙	弁智	弁智→菊洩		
1597	慶長二年	18	持戒清浄印信	弁智	弁智→菊洩	文殊→明恵	定真
1597	慶長二年	19	持戒清浄印信包紙	弁智	弁智→菊洩 →俊意		
1597	慶長二年	23	持戒清浄印信包紙	弁智	弁智→菊洩 宥厳→公意		
1621	元和七年	20	持戒清浄印信	菊洩	菊洩→俊意	文殊→明恵	定真
1622	元和八年	21	持戒清浄印信包紙	菊洩	弁智→菊洩 →堯譽		
1622	元和八年	22	持戒清浄印信	堯譽筆力		文殊→明恵	定真
江戸初期		6	梵網菩薩戒本印明印			明恵	喜海
1636	寛永十三年	24	持戒清浄印信	公意筆力		文殊→明恵	定真
1647	正保四年	7	持戒清浄印信	永弁		文殊→明恵	定真 靈典
1647	正保四年	26	持戒清浄印信	永弁力		文殊→明恵	定真
江戸中期		3	持戒清浄印信	静守 (孝源)筆力		文殊→明恵	定真 靈典
江戸中期		16	持戒清浄印信血脈	密弁		文殊→明恵	定真 靈典
1739	元文四年	28	持戒清浄印信	密弁力		文殊→明恵	定真
1757	宝暦七年	31	血脈	宥深	宥証→宥深	文殊→明恵	定真
1764	明和頃	1	梵網菩薩戒本印傳流			明恵	喜海
1764	明和頃	2	持戒清浄印信傳流			文殊→明恵	定真 靈典
1808	文化五年	33	持戒清浄印信	慧友	慧友→定淵	文殊→明恵	定真

始まり明恵上人へと続くものと、直接明恵上人から始まるものとを区別し、靈典・喜海・定真のいずれかを次に配した。以下の僧侶は今回の検討項目に限定して示すこととし、その共通の僧侶として観海院八世の信巖を表示し、その後は相承された血脈の順に出来る限り表示した。

この表3から考えるに、文殊菩薩から明恵上人が授けられた印信は、明恵上人の高弟である義林房喜海、空達房定真、義淵房靈典に伝受されたことがわかる。この点は先行研究でもすでに指摘されているとおりである⁽³⁷⁾。その後の相承についても先行研究で明らかにされているのでここでは省略する。

その血脈も室町時代末期になると大きな変化を示す。以下、年代順・相承ごとに見ていこうと思う。

禪雅への相承

ひとつは、信巖―竺響―弁助―禪雅と相承されるもの(4)であり、弁助には信巖(観海院)と竺響(善財院)の両方から相承されているように血脈が作られており、それが禪雅へと繋がっている。この線と僧名を加筆したのは禪雅であろう。これを見ると、禪雅が永正年間に行った相論での主張(観海院を領知するという主張)に沿っているように見える。しかし、この義林房喜海を筆頭とし禪雅に至る血脈はこれ以外には見ることが出来ない。そのみならず禪雅の相承はこの資料以外には見出すことが出来ないのである。

ただ、禪雅から弁智へと続く相承については、宮澤氏の論考に詳しく、種々の修法の伝受識語に見出すことが出来るようである⁽³⁸⁾。高山寺現存の古文書にも複数の禪雅から弁智への授与状が残されており関係の深さが伺われる⁽³⁹⁾。

弁智への相承

次に、信嚴―宏盛―弁智と続く血脈が相当数存在する。中でも弁智書写のものが多くことは前述したとおりであるが、さらに特徴的なのは、弁智によって書写され相伝された印信の血脈はほとんどが定真を筆頭にしていることである。「梵網菩薩戒」の書名を有するもののみが喜海からの相承となっているが、弁智自身の書写に係る二点（15 18）と宏盛から伝受されてそれを秀智に相承させた印信（13）のすべてが定真を起点としている。つまり弁智にとってはこの印信は定真から連綿と続く真言宗梅尾流の法脈を継承するという正当性を示すために必要だったと考えられるのである。そして、弁智は宏盛から印信を伝受されておりそれを秀智に授けている。さらに、自分で印信を二部書写した後に義性と菊渕に授けており、弁智がこの印信の相承に非常に熱心であったことが見て取れる。

興味深いのは、弁智はこの印信を觀海院の宏盛から承けていることである。僧房内での相承ということであれば善財院八世の竺譽から伝授されるのが普通であるのに、それが觀海院の宏盛からの伝受であるということは、まだ弁智にとって高山寺内で起きつつあった相論とは無関係な時期であったのである。弁智が印信を承けたのは、永正の相論と永禄の相論の間、天文元年である。

この時期に不思議な資料が存在する。それは（5）の「梵網菩薩戒本印明印」である。ここには当初、信嚴の下に「竺譽／八十八才」と記されていたものを何故か擦り消し改行して、宏盛―弁智―秀智・・・と書き込まれている。本来なら竺譽が相承した印信をどの時期に、何者によってかは不明ながら、抹消して宏盛から弁智へ伝受が続くように変更した理由は、どのようなものであるだろうか。筆致からは宏盛―弁智は同筆であり他の資料から見ると宏盛の手になるもののようなものである。

これが改変された事の傍証となる資料（4）も現存する。この資料の乘意上人から真祐を経て信嚴そして竺譽へと続く血脈が記載された資料が現存しており書写年代から見て、この系統が本来あった相承であることが出来、（5）に見られる何者かによる改変の跡を辿ることができる。

この印信は、宏盛から直接相承した印信とともに善財院の秀智へと伝受される。また、弁智自身が直接書写した印信は、その後三尊院の菊洌に相承される。それは、菊洌を経て宥嚴―公意（24）と続くものの、菊洌―宥嚴―永弁（26）へと相承されるものなど広がりを見せていく。

斎怡の相承

一方、弁智と同時期の高山寺僧で永禄年間におこされた相論の相手である観海院斎怡の血脈を見ると、定真を筆頭とするもの、靈典を筆頭とするもの両方があり、いずれも信嚴―宏盛―斎怡と相承している（10 11）。しかし、斎怡自身はこの印信の相承にそれほど熱心ではなかったようで、菊洌に伝授したのみである（11）。それを承けた菊洌とは言えば、弁智・斎怡の両者から印信を伝受されているが、菊洌自身は弁智の法脈だけを堯譽（22）、宥嚴（24）、真盛・俊怡（6）に伝えているようである。

以上見てきた血脈から考えるに、室町時代末期における「持戒清浄印信」は高山寺内の僧房間の相論に巻き込まれた形になって、自分の（または自分の居住している僧房の）正当性を証明するために利用されたと思われる。その正当性とは、印信そのものの内容とは関係なく、明恵上人―定真―仁真と続く現在では真言宗梅尾流と呼ばれているものの法流の正当な継承者たることを証明するためにのみ必要な

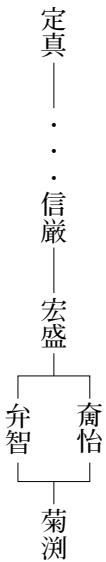
ものであった。そもそも「持戒清浄印信」は破戒僧をいましめ清浄なる心をもつて仏道修行を行うべし、という明恵上人以来の至高の教えであった筈である。それが、この時期には明恵上人から連綿と続く法流に自身を位置づけることで、高山寺僧としての地位を確立するための道具と考えられてしまったのである。

江戸時代初期の相承

ところが、江戸時代初期からその様相は再び変容していく。

まず、明恵上人から伝受された高弟三人の僧侶がいずれも相承しているように見えることが前期と異なっている。特に多くの印信を書写・伝授した弁智は定真からの血脈を非常に重要視していたのであるが、江戸時代にはそれに限定されず、喜海（16）、靈典（72328）から続く血脈を有する資料が現れている。先に検討したように、本来この印信は覺園院代々が熱心に相承し、それを称名寺の湛睿が始めて筆録したものであるから、この法流の復活はむしろ自然なものと言えよう。

次に、前期では相承が途絶えてしまった齋怡を経由する法脈が「復活」していることが指摘できる。最初に齋怡の相承を血脈に復活させたのは（3）の孝源書写本と、これを基にして永弁が書写した（7）である。ともに靈典、定真から続く血脈を有するとともに、興味深いのは



と両者を平行に並べ両方から菊渕が相承されているように記載されているのである。前章で見てきたように、齋怡と弁智は永祿の相論においては高山寺僧としての正当性を激しく争った関係であるにも関わらず、この時期にはそれらは過去のものとして認識されているように見えるのは興味深い。そして、このような血脈に整理したのは、恐らくは仁和寺法住庵の僧顯証によるものと考えられる。顯証は江戸時代寛永期に高山寺経藏の大規模な整理をしたことで知られており⁽⁴⁰⁾、高山寺の再建に尽力した学僧である。当然、顯証もこれらの印信を見たはずであり、実際顯証筆写本が存在したことが種々の奥書から知られる(2 3 16)。顯証は高山寺三尊院菊渕・仁和寺宥庵を師とする。このことから菊渕に弁智からの法脈とともに同じ仁和寺の僧侶である齋怡を、ともに同列の血脈に置くことにしたのであるのか。この点については、さらに資料を博搜し検討を続けていきたい。

この期の高山寺で非常に注目すべき資料は(32)である。「梅尾伝受目六」という書名を有する本書は、「光明真言法」から「持戒清浄印信」まで七点の書名を掲げた上で顯証による次のような記事がある。

此分上人御制作

次第并大事等雖

有之伝受断絶了

右目錄之分于今

相承之了

金剛仏子顕証

これらの次第や大事が明恵上人御作になるものと信じられていることも目新しいのであるが、傍線部に示したように、明恵上人にかかる次第等の伝受がこの時期に「断絶」してしまっていると、顕証は認識しているのである。確かに、前期あれほど盛んに行われた「持戒清浄印信」の相承も菊洲以後、高山寺においては三尊院の俊意だけになってしまっている。その他の相承は判明するものから見るとすべて仁和寺の僧侶ばかりである。このような実情から顕証は「高山寺においては明恵上人の伝受は断絶してしまった」と認識したのであろう。このような時期にあつて、それを仁和寺の顕証が「相承」したという内容の記事である。つまり、中世末から近世にかけての高山寺を襲った混乱（天災・戦乱・相論…）により多くの聖教が失われたことはよく知られているが⁽⁴⁾、そのような物理的な断絶のみではなく、寺院の支柱とも言うべき法統の断絶をも引き起こしてしまったようである。

（奥書）

万治二年正月十一日初夜

顕証御房以御自筆本

於尊寿院書之了

秘密乘琳弁

右のような奥書からは、この顕証の記録は資である仁和寺尊寿院の琳弁によって書写本が作成され現存しているのである。先に紹介した宮澤氏の論考には高山寺におけるこの時期の断絶について次のように指摘している。

(省略)、梅尾流として現在に及ぶものが、この弁智相承の流れでしか辿れないとするならば、実質的な梅尾流は弁智に先立つある時期に絶えてしまったのではないかと考えられるのである。

(34)
(注(30) 文献 30頁)

この期には、結局、善財院十二世の公意と十無盡院十五世の永弁が「持戒清浄印信」を相承していることが血脈から知られ、自身も書写しているがそれを伝授したような記録は見られず、善財院に至っては現存するどの記録からも代々の相承が途絶えてしまっている。

江戸時代中期以降の相承

江戸時代中期から末期にかけての「持戒清浄印信」はすべてが顕証あるいは仁和寺の影響をうけたもので占められており、固定化されている。単に顕証書写作成本を転写したものもあり(1 2 16)、それ以外も菊渕―顕証の相承を有するものだけである。やはり実質的な教義の相承というよりは形式的な伝受や書写のみが行われたことが考えられる。(31)の「血脈」などは菊渕以後ほとんどの僧侶が仁和寺の僧房、あるいは関連の深い僧侶での相承となっていることも、この時期の高山寺の宗教的活動を

物語るものとして示唆的である。

七 まとめ

高山寺には現在までの調査で三十三点の「持戒清浄印信」の写本および関連資料が存在していることが判明した。これは先行研究で知られていた数と比較すると極めて多いのであって、その点ではこの印信のそもそもの源流が高山寺開祖の明恵上人であることからして首肯されよう。現存する写本の内容面での検討は省略に従ったが、基本的には従来から知られていたものと同様の体裁・形式を有するものであるが、簡単に略述すると、ひとつは田中氏の論考にある金沢文庫本のように、

① 文殊菩薩から靈典を経て湛睿……と続く血脈、

② 印明の釈義と湛睿の伝受奥書、

③ 紀州白上での文殊示現説話、

④ 湛睿の弟子高慧による加筆記事、

⑤ 印明の本説と発見の記事、

⑥ 覚蘭院二世照空による解説、

⑦ 印信の伝受を示す血脈、

という構成を有しているものと、これを大幅に省略した、包紙に印明と③を記し、⑦の血脈を書き継いで相承していく、という簡略版に二大別できる。書写年代は、十五世紀中頃永享九年（一四三七）の

(4) が最古であり、室町時代末期から江戸時代初期にかけて盛んに書写伝受が行われ、下限は江戸時代末期文化五年(一八〇八)に及ぶ。このように長期間にわたり、かつ多量の資料を現存しているのが高山寺における量的側面から見た特徴と言えよう。

しかし、印信の本来有していた意味は、「末代の四部の弟子は悉く破戒不浄である。もし破戒ならば、三昧を得られない。だからこの印明を結誦し、戒本を具足し、清浄ならしめ、まさに三昧を修習すべきである」(田中久夫『鎌倉仏教雑考』480頁)というものであり、非常に高邁な明恵上人らしい思想を持っていたはずであった。しかし、現存している印信とその相承の過程を詳細に検討して行くにつれて、いつの間にか本来の意味が忘れ去られ、単に高山寺僧としての正当性を示す証拠として利用されるような変容を遂げてしまったのである。しかも、当初は靈典から湛睿を経て相承してきたこの印信は華嚴の宗派色の濃い僧侶・寺院の中で伝受されていったものが、いつの間にかまったく証跡を見いだせない空達房定真を筆頭にしたり、真言宗梅尾流の法脈の中に組み入れられてしまったのである。

今後、さらに高山寺資料を調査検討して「持戒清浄印信」とその思想がどのように形成されていたのか、そこに関わった僧房と僧侶の事績を跡づけられるように調査を継続していきたい。

(とくなが よしつぐ・北海学園大学教授)

【註】

(1) 納富常天「明恵の『持戒清浄印明』について」(金沢文庫研究)第26巻第2号通巻262号 一九八〇年三月 再

録『金沢文庫資料の研究』法蔵館 一九八二年

田中久夫「持戒清淨印明について」(初出『金沢文庫研究』119—121 一九六六年、再録『鎌倉仏教雜考』思文閣出版 一九八二年二月)

(2) 村上素道〔梅尾山高山寺〕明恵上人(昭和四年十二月 305頁)

(3) 納富常天 解脫門義聰集記解題(『金沢文庫研究紀要』第4号 一九六七年)

(4) (1) の、納富常天氏論文

(5) (1) の、田中久夫氏論文

(6) 納富氏は実際に諸寺に現存している「持戒清淨印明」を調査され解説を加えてた上で、中世以降のこの印明の広がりについて論述されている。田中氏は主として印信に記された血脈を辿ることによっていかに広範に伝播していったかについて述べられている。

(7) 明恵上人の高弟義林房喜海著作とされている『明恵上人伝記』には文殊菩薩示現の話はあるにしても紀州の白上で印信を授けられたという記述は見あたらない、ということが田中氏によつて検討されている。明恵上人に関する伝記等の記録類は数多く残されているが、現在までの所「白上での伝受」という記事で信頼に足るものは見出されていない。

(8) 本稿では「伝授」と「伝受」を使い分けて表示する。文字通り、師からみた弟子への相承を「伝授」、弟子から見て師から承けた相承を「伝受」とする。

(9) 例えば、印信そのものを書写した人物と、それを伝受しさらに弟子に相承していくような場合、ともすると数十年の以上の年代の開きが出来てくる可能性がある。総合調査団による目録は最終的な伝領奥書である場合があり、これらについて再度検討を加え直してみた結果を示すこととした。また、聖教目録において明らかに書写年代に誤りがあると認められたものについても訂正した。

(10) (4) 文献7頁。納富氏は高山寺以外の文献について調査され言及されているが、結局なぜ書名が不統一なのかについては述べられていない。

(11) (4) 文献頁2。(5) 文献472頁。

(12) 高山寺の諸院代々については、古来少なくとも三種類のいわゆる「代々記」が存在しているが、それぞれ異同が少なくない。筆者はこれら資料を見やすく一覽表形式にした論考を公にしている。

徳永良次「高山寺諸院代々一覽」(平成十九年度高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」平成二十年三月)。
この一覽表の基となった論考は以下の通りである。

「高山寺縁起」(「明恵上人資料第二」東京大学出版会昭和四十六年三月)

宮澤俊雅「高山寺代々記」(平成六年度高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」平成七年三月)

村上素道『梅尾山 高山寺明恵上人』(昭和四年十二月)

(13) 納富氏は、(1) 文献の「明恵の『持戒清浄印明』について」の中で「明恵上人は十指に余る主な門弟のうち、十無盡院の義林房喜海・方便智院の空達房定真・池坊覚園院の義淵房靈典に授けている」(7頁)とされている。

田中氏はこれに関しては肯定的ではなく「義林房喜海にも伝へられたといふが、それは明らかではない」(5)(文献 487頁)とする。

(14) 納富常天「明恵の『持戒清浄印明』について」(「金沢文庫研究」第26巻第2号通巻262号 一九八〇年三月 7頁)

(15) 田中久夫「持戒清浄印明について」(『鎌倉仏教雑考』思文閣出版 一九八二年二月 484頁)

(16) (15) 文献、485頁

(17) (15) 文献、485頁

(18) (15) 文献、485頁

(19) (15) 文献、481頁。(13) 文献2頁

(20) 奥田勲「明恵」(東京大学出版会 219頁以降)によれば、次の聖教目録が主要なものである。

高山寺聖教目録

法鼓台聖教目録

高山寺経藏聖教内真言書目録

方便智院聖教目録

笛入子六合目録

- (21) (20) 文献、225頁。
- (22) 石塚晴通「明治十八年高山寺『宝物寄附物古文書什物取調牒』」(平成二十年度高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」平成二十一年三月)
- 石塚晴通・池田証寿・徳永良次「『宝物寄附物古文書什物取調牒』翻刻」(平成二十一年度高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」平成二十二年三月)
- (23) (15) 文献、470頁
- (24) 宮澤俊雅「高山寺僧名一覽」(平成三年度高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」平成四年三月)
- (25) 徳永良次「高山寺藏『学問印信』掛板について」(北海学園大学「人文論集」第四十五号 二〇一〇年三月) この論文では、慧友が『学問印信』掛板を新調した箱に入れたという記事が箱上蓋の裏側にあり、そこには自身を「方便智院沙門慧友護」と称している。
- (26) 納富氏田中氏の先行研究で詳述されている僧侶については省略する。また、高山寺と直接関係のない人物についても割愛した。これらについては(13)、(14)文献に詳しい論考が公開されている。各僧侶の生没年や塔頭については、宮澤俊雅「高山寺僧名一覽」(平成三年度高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」平成四年三月)も参考にした。
- (27) 宮澤俊雅「高山寺代々記」(平成六年度高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」平成七年三月)
- 徳永良次「高山寺諸院代々一覽」(平成十九年度高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」平成二十年三月)
- (28) 徳永良次「高山寺・義淵房靈典と覺蘭院代々(二)」(北海学園大学「人文論集」第四十二号 二〇〇九年三月) には、高山寺調査団による『高山寺資料叢書』、宮澤俊雅氏、村上素道師などの論考、著述を参考に、代々について言及した。
- (29) 奥田勲『明恵——遍歴と夢——』(東京大学出版会 一九七八年一月 75頁)
- (30) この信厳や宏盛と高山寺との関わりについては、以下の論考が参考となる。
- 宮澤俊雅「高山寺における興然口決の伝流と善財院弁智相承の榊尾流」(平成元年度高山寺典籍文書綜合調査団

「研究報告論集」 平成二年三月

(31) 高山寺聖教類第一部三〇五号

(32) 土井光祐「高山寺関係聞書類の資料的性格と学統——講説聞書と伝授聞書とをめぐって——」(訓点語と訓点資料第九十五輯 一九九七年三月)によると、以下のように述べておられる。「華嚴系の活動を十無盡院の喜海が受け継い」でおり、「喜海以降の華嚴系の教学は、十無盡院第二世の弁清に引き継がれるが(中略)、高山寺を出て神尾山寺を創起した高信から、その後の順高、弁深に引き継がれていく」とされ、「第三世の経弁になると、定真から盛んに伝授を受け、(中略)むしろそれまでの方便智院の学風を備えるようになる。」(97頁)

この土井氏の論考での法流の変化は、本稿においても軌を一にしており、方便智院第一世定真から続く血脈がいつの間にか、十無盡院の経弁へと繋がっているものが存在するのは興味深い。

(33) 宮澤俊雅「高山寺僧名一覽」(平成六年度高山寺典籍文書綜合調査団「研究報告論集」 平成七年三月)

(34) (30) 文献

(35) (34)、25頁。

(36) 『高山寺古文書』(東京大学出版会一九七五年3月)の「第一部二四五号文書(249頁)」に一連の相論についての文書が残されている。

(37) (14) 文献。ただし、先述したとおり、喜海が伝受されたことを示す明確な証拠はない。

(38) 『高山寺古文書』第一部二三五、二三六、二三八号

(39) (30) 文献、20頁。

(40) (25) 文献、209頁。

(41) (29) 文献